

平成26年3月10日

◎三石委員長 おはようございます。

ただいまから商工農林水産委員会を開会いたします。 (10時0分開会)

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、部局の説明順序について、国の次世代施設園芸団地の整備地に関する国への対応のため、商工労働部と農業振興部を入れかえております。また、委員長報告の取りまとめについては、17日月曜日の委員会で協議していきたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることといたします。

《労働委員会事務局》

◎三石委員長 最初に、労働委員会事務局について行います。

議案について事務局長の説明を求めます。

◎岡林労働委員会事務局長 まず、平成26年度当初予算について説明させていただきます。

右肩②の当初予算の議案説明書をお願いします。その669ページをお開きください。

平成26年度当初の予算額でございますが、7,867万7,000円で、対前年度比100.2%となっております。

次に、予算の内容でございますが、右端の説明欄をごらんください。

まず、労働委員会運営費は、委員の報酬と委員の研修負担金や定例総会等の委員会活動に要します事務費でございます。

次に、人件費は事務局職員の給与費でございます。

最後に、労働委員会事務局運営費は、職員の研修負担金と事務局の運営に必要な事務費でございます。

以上で平成26年度の当初予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成25年度補正予算について説明させていただきます。

右肩④の補正予算の議案説明書をお願いいたします。

今回の補正は、委員の報酬が当初の見込みを下回ることから、委員報酬を317万1,000円減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で労働委員会事務局を終わります。

《農業振興部》

◎三石委員長 次に、農業振興部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎杉本農業振興部長 それでは、農業振興部の提出議案及び報告事項につきまして、総括説明をいたします。

議案は、平成26年度の一般会計及び特別会計予算に関する議案、そして平成25年度の一般会計補正予算及び特別会計補正予算に関する議案、そして条例その他議案7件でございます。

まず、当初予算議案から説明申し上げます。

平成26年度当初予算議案に関する補足説明資料でございます。青い農業振興部のインデックスをつけた資料をお願いいたします。

その1ページでございます。

平成26年度の一般会計総額は135億3,191万4,000円になっております。対前年度比113.4%でございます。

増額の主な要因は、環境農業推進課において、次世代施設園芸団地及び農業担い手育成センターの施設整備に必要な経費を計上したこと、また農業基盤課におきまして、津波避難タワーの整備等に要する経費を計上したことなどによるものでございます。

また、特別会計の農業改良資金助成事業は1億7,634万3,000円、対前年度比61.7%となっております。

減額の主な要因は、平成25年度当初予算に計上しておりました就農支援資金の繰上償還に要する経費が、26年度はなくなったことによるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

平成26年度の主な事業を整理いたしました重点施策体系表でございます。

主な事業の概要について、新規事業と拡充する事業を中心に御説明申し上げます。星印が新規事業、二重丸が拡充等でございます。

まず、第1の柱であります本県農産物の高付加価値化の1つ目の取り組み方針、まとまりのある園芸産地総合支援でございます。

印はついておりませんが、レンタルハウス整備事業費とその下の園芸用ハウス活用促進事業でございます。昨年12月に発生し、香南市を中心に大きな被害をもたらしました突風災害に対応するため、新たに災害復旧区分を設け、必要な経費を計上しております。

次に、2つ目の取り組み方針、環境保全型農業のトップランナーの地位を確立でございます。

星印の次世代施設園芸団地整備事業費では、国の事業を活用しまして、四万十町の県有地に高軒高ハウスや集出荷施設などを備えました次世代施設園芸団地を整備いたします。平成26年度には、今回お願いしております25年度の2月補正とあわせまして、基盤整備に係る実施設計と工事、そしてハウス等の実施設計までを予算計上しております。

3つ目の取り組み方針は、流通・販売の支援強化でございます。

二重丸、新需要開拓マーケティング事業費では、業務需要の開拓をこれまでよりも強化するとともに、販売活動を通じた販売促進、PRも強化することによって、本県園芸農産物の販売拡大につなげてまいります。

二重丸、6次産業化推進事業費では、6次産業化に取り組む事業者を支援する6次産業化サポートセンターの運営を初め、国の企業支援型地域雇用創造事業を活用しまして、加工品の開発や販路開拓などの取り組みを支援してまいります。

次に、4つ目の取り組み方針、品目別総合戦略でございます。

二重丸の土佐茶振興対策事業費では、茶の産地がみずから策定しました産地計画を実現するための支援制度を立ち上げるとともに、新しい用途のお茶の契約栽培に向けた仕組みづくりを支援いたします。

星印、土佐あかうし増頭対策事業費では、乳牛への受精卵の移植によりまして、子牛を生産するとともに、その子牛を哺育、育成する施設を整備し、肥育元牛の安定供給につなげてまいります。また、受胎率の向上など、子牛生産効率の向上にも取り組みます。

次に、第2の柱、中山間地域の農業・農村を支える仕組みを強化でございます。

1つ目の取り組み方針であります集落営農の推進につきましては、集落営農拠点ビジネス支援事業費などによりまして、ソフト、ハード両面からの支援を引き続き行うことによって、集落営農組織による農地のカバー率向上へとつなげていきたいと考えてます。

次に、2つ目の取り組み方針であります6次産業化への取り組みによる拠点ビジネスづくりでございます。

二重丸、地産地消推進事業費では、新たに国の消費安全対策交付金を活用しまして、生産現場に消費者などを招き、農作業体験などの機会を提供する取り組みを行います。

次に、3つ目の取り組み方針、中山間に適した農産物等の生産でございます。

普及指導活動推進事業費では、中山間地域での所得の確保及び地域農業の活性化を目指し、薬用作物など有望と思われる品目の導入に向けた取り組みを継続してまいります。

3つ目の柱であります新たな担い手の確保・育成と経営体の強化です。

星印、農地中間管理事業費では、26年度からスタートします農地中間管理機構の体制整備や活動に必要な経費を計上し、農地の出し手と受け手をつなぐ取り組みを進めてまいります。

二重丸、農業経営改善支援事業費では、従来の取り組みに加えまして、今年度実施いたしましたJA生産部会への調査結果をもとに、産地ビジョンの策定や新規就農者の受け入れ体制整備を行います。

星印、農業担い手育成センター整備事業費では、28年4月に予定しているフルスペックでの稼働に向けまして、高軒高ハウスの整備や研修に必要な備品の購入費用などを計上しております。

星印、農業担い手育成センター運営費及び星印、農業担い手育成推進事業費につきましては、現在の農業大学校研修課及び環境保全型畑作振興センターを統合して発足いたします農業担い手育成センター、これの運営費や活動費につきまして、施設整備に要する経費と区分した形で予算計上しているものでございます。

次に、3ページお願いいたします。

南海トラフ巨大地震対策としまして、揺れと津波から農村地域の住民の生命・財産を守るための取り組みについて整理しております。

星印、農業用燃料タンク対策事業費につきましては、既存タンクから流出防止機能つきタンクへの更新や、木質バイオマスボイラーなどの重油代替暖房機導入による燃油タンクの削減を支援することとしております。

以上が26年度農業振興部当初予算の概要でございます。

当初予算では、このほかに債務負担行為がありまして、3課が該当しております。

続きまして、平成25年度一般会計及び特別会計の補正予算議案について説明をします。

お手元の資料No.④高知県議会定例会議案説明書（補正予算）をお願いいたします。

その151ページをお開きください。

農業振興部補正予算の総括表をお示ししてあります。

今回の補正額は、一番下の計の欄にありますとおり、総額で13億7,188万7,000円の増額補正をお願いするもので、全ての課で補正予算を計上いたしております。農業基盤課の公共事業を中心に、国の補正予算を活用いたしました事業の実施を予定しておりますことから、全体では大幅な増額となっております。

また、繰越明許費につきましては、該当いたしますのは4課となっております。

同じ資料の369ページをお願いいたします。

農業改良資金助成事業特別会計では、融資額が見込みを下回りましたことなどから、2,778万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上が25年度の補正予算議案の概要でございます。

続きまして、条例その他議案について御説明します。

今回、農業振興部では7件の議案を提出申し上げます。

資料No.⑤高知県議会定例会議案（条例その他）の3ページをお願いします。

第39号高知県農業構造改革支援基金条例議案でございます。

平成26年度からスタートします農地中間管理機構の運営等に要する経費の一部につきましては、国の補助金を原資として積み立てた基金から繰り入れることとなっております。本議案は、当該基金を新設するための条例を制定するものでございます。

次の4ページをお願いします。

第40号高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例議案は、平成26年度からの農業担い手育成センターの発足に伴い、設置管理に関する条例を制定するとともに、既存条例の関係規定を整理するものでございます。

106ページをお願いします。

第68号高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案でございます。

農業改良資金助成事業特別会計で管理しております就農支援資金の関連法令が整理されましたことから、所要の改正を行うものでございます。

次の107ページをお願いいたします。

第69号高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案でございます。

本年4月1日より、消費税率が5%から8%に引き上げられることなどに伴いまして、手数料に関する規定について所要の改正を行うものでございます。

次に、109ページをお願いいたします。

第70号高知県家畜人工授精等手数料徴収条例の一部を改正する条例議案につきましても、消費税引き上げに伴います手数料関係規定の改定を行うものでございます。

次に、199ページをお願いいたします。

第93号県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案でございます。

これは、平成25年度以降に県が行います土地改良事業の経費に関しまして、関係市町村の負担額等を変更するものでございます。

次に、202ページをお願いします。

第94号県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案も同様でございますが、こちらは平成26年度以降に県が行う土地改良事業に関するものとなっております。

ます。

各議案の説明は以上でございます。

詳細につきましては、関係各課長から御説明申し上げます。

次に、資料はございませんが、来年度の農業振興部の主な組織改正について御説明します。

来年度は、新規就農者の確保と本県農業を支える人材の育成を強化するとともに、先進技術の実証、普及を図るため、現在の農業大学校の研修課と環境保全型畑作振興センターを統合しまして、新たに農業担い手育成センターを設置することとしております。

次に、報告事項について御説明いたします。

報告事項は1件、第2期産業振興計画の農業分野、これの改定のポイントについてでございます。

第2期産業振興計画では、地域で暮らし、稼げる農業を10年後の目指す姿として掲げており、4年後の農業産出額1,000億円、10年後には1,050億円の達成を目指しまして、関係者一丸となって取り組んでいるところでございます。来年度は、次世代施設園芸団地や農業担い手育成センターの整備など、新たな取り組みを用意し、さらなる飛躍を目指しているとしております。これからの来年度の計画改定のポイントにつきましては、後ほど御報告させていただきます。

最後に、お手元の資料に各種審議会の審議経過等について添付しております。こちらに、高知県農林業基本対策審議会及び高知県卸売市場審議会の今後の開催予定などを記載しております。

以上で私からの説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈農業政策課〉

◎三石委員長 まず、農業政策課の説明を求めます。

◎笹岡農業振興部副部長（総括） 農業振興部副部長の笹岡でございます。

それでは、農業政策課の平成26年度一般会計当初予算案の概要を説明させていただきます。

②議案説明書（当初予算）の315ページをお願いいたします。

315ページから316ページが歳入でございます。

歳入のうち主なものでございますが、経営所得安定対策や競争力強化、生産総合対策事業に係る国庫補助金約1億7,400万円や農業振興センターの目的外利用に係る庁舎使用料でございます。中でも国庫補助金が大きく増額となっておりますが、これは後ほど歳出で御説明させていただきますが、国の事業を活用した競争力強化生産総合対策事業費補助金を26年度に計上しておるためでございます。

続きまして、歳出予算でございますが、317ページをお開きください。

当課の平成26年度予算総額は7億5,949万4,000円で、前年度の当初予算に比べ10.4ポイント増となっております。増額となりました主な要因でございますが、国の農業・食品産業強化対策整備交付金を活用したハード整備事業に係る経費約1億円を新たに計上したことによるものでございます。

それでは、主な歳出予算の内容について、順次御説明いたします。

同じく317ページの右端の説明欄をごらんください。

まず、2の総合調整費でございますが、国への政策提言や情報収集、また市町村や関係機関との連絡調整に必要な経費及び部内で雇用する産休、病休、代替の臨時職員雇用経費など、部内総合調整に係る活動経費となっております。

平成26年度予算は、平成25年度当初予算額よりも162万円ほど減額となっておりますが、これは緊急雇用創出臨時特例基金を利用し、被災求職者を臨時職員として雇用する震災等緊急雇用事業が25年度で終了したためでございます。

3の農林業基本対策審議会費でございますが、本県の農業振興のための基本的な施策などにつきまして御審議いただく高知県農林業基本対策審議会の運営に要する経費で、審議会の開催2回分の委員報酬と事務経費を計上いたしております。

317ページから318ページにかけての4農業振興センター運営費でございますが、県内5つの農業振興センターの運営に要する経費で、庁舎管理に係る清掃等委託料の経費のほか、臨時職員の雇用経費、旅費や需用費等の活動経費となっております。

5番の経営所得安定対策推進事業費につきましてですが、経営所得安定対策は、国において、26年度に向けて抜本的な見直しが行われたところでございます。推進事務費につきましては、26年度も引き続き、経営所得安定対策推進事業費補助金によりまして、市町村等が取り組む加入推進活動や要件確認等に要する経費を助成いたします。

また、米需給調整総合対策事業推進費補助金は、市町村等における米の需給調整と水田を活用した転作作物の生産振興を支援するものでございます。

6番の農産総合対策事業費は、25年度当初予算に比べ9,780万円ほどの増額となっております。増額となった要因は、26年度に計上している競争力強化生産総合対策事業費補助金約1億円でございます。これは生産から流通における地域の課題解決のため、強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備などを支援する国の交付金、農業・食品産業強化対策整備交付金を活用した補助金でございまして、26年度は日高村に共同育苗施設を設置する経費約1億円を新たに計上しております。

7番のうち農業確立総合支援事業費は、地域の特性を生かした農業の確立を図るため、市町村等が主体的に行う農業生産活動などにかかわる農業振興施策を支援するものでございます。

以上が平成26年度一般会計当初予算案の概要説明でございます。

続きまして、平成25年度2月補正予算案の概要説明させていただきます。

資料が変わりまして、議案説明書（補正予算）の④の153ページをお開きください。

右端の説明欄をごらんください。

まず、1 総合調整費の減額につきましては、緊急雇用創出臨時特例基金を利用した震災等緊急雇用対策事業の臨時職員につきまして、5月末の退職により2カ月ほど雇用していない期間が生じたことによる減額及び部内の産休、病休分として計上していた臨時職員の雇用に係る経費が当初の予定よりも少なくなりますため、不用となる賃金と共済費を減額するものでございます。

2 番目の農産総合対策事業費の減額は、平成25年度に計上しておりました国への補助金返還額が当初の予定よりも少なかったことによるものでございます。

3 番のうち農業確立総合支援事業費の減額は、市町村等の事業実施主体におきまして、事業の入札減が生じたことや、事業計画の見直しなどにより、本年度の事業実施を見合わせた地区があったため、補助事業費が当初の見込みを下回ったものでございます。

なお、補正額は全体で1,178万円の減額となっております。

以上で農業政策課の説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎川井委員 この土佐あかうしの増頭対策事業、これ、乳牛に受精卵を移植してという説明ですが、これは今まで実績があるのか。それと大体どれぐらいの規模でやるようにしているのか。

◎杉本農業振興部長 後で、畜産振興課のほうで詳しく説明も予定しておるところでございます。

◎三石委員長 ほかに。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈農地・担い手対策課〉

◎三石委員長 次に、農地・担い手対策課の説明を求めます。

◎伊佐農地・担い手対策課長 農地・担い手対策課の平成26年度一般会計当初予算案の概要について御説明いたします。

②議案説明書（当初予算）のほうの320ページをお願いいたします。

320ページから321ページに歳入を記載しておりますが、後ほど歳出予算で説明いたします事業執行に係る国庫補助金等を計上しているものでございます。

なお、321ページに基金繰入金にございます1億1,728万4,000円につきましては、農地中間管理事業等を実施するため、国からの補助金を高知県農業構造改革支援基金に積み立

てたものから、当年度事業実施のために繰り入れるものでございます。農地中間管理事業につきましては、歳出予算の項目で御説明いたします。

それでは、歳出予算御説明いたします。

322ページをお願いいたします。

農地・担い手対策課の平成26年度当初予算は、農地・担い手対策費と農地調整費の2目で構成され、一番上の欄にございます総額16億5,280万1,000円で、前年度の当初予算に比べまして、29.2%、3億7,389万円の増額となっております。

主な歳出予算について、農地・担い手対策費のほうから御説明いたします。

同じく、ページ322ページの右端の説明欄2農業経営基盤強化促進事業費の2つ目、担い手育成確保対策事業費補助金でございます。地域担い手協議会及び県農業会議等が行います認定農業者を中心とした担い手を育成するための各種支援活動に要する経費に対して補助するものでございます。

その下、企業的経営体育成支援事業費補助金でございます。これは、企業的経営体の育成を図るため、県農業会議が行います企業的経営を志向する農家への普及啓発や、経営の多角化に向けた取り組みなどに加え、農家の法人化に向けたセミナーの開催や農業法人の組織化の取り組みなどに要する経費を補助するものでございます。26年度は、安定した経営体を育成するために、法人向けセミナーを新たに加えてまいります。

323ページをお願いいたします。

3農業委員会等対策費でございます。市町村の農業委員会や県農業会議が、農業委員会法に基づいて実施いたします農地の利用調整などの活動及び農地基本台帳の整備等に関する補助金と、農業委員会の委員手当や職員設置費等に要する交付金となっております。

次、4新規就農総合対策事業費でございます。県農業会議や県農業公社が行います就農希望者への相談活動などの取り組みを支援しますとともに、市町村等が実施します就農希望者に対する研修事業への助成や、経営が不安定な就農開始初期への支援などを行うことにより、新規就農者の確保、育成を図るものでございます。

まず、青年就農給付金事業支援業務委託料は、平成24年度から始まりました国の青年就農給付金のうち準備型の給付対象者を支援するもので、県農業公社が市町村等と連携し、研修状況の把握や就農に向けた助言等を行うものでございます。

認定就農者経営改善支援業務委託料は、就農後5年以内の認定就農者を対象に、就農計画の達成や営農定着を支援するもので、県農業公社が農業振興センター等と連携し、経営状況の把握や技術支援などを行うものでございます。

新規就農総合対策事業費補助金は、新規就農者の確保に向け、県農業会議や県農業公社が行う就農相談活動や新規就農者等の交流会の開催などへ補助するものでございます。

新規就農研修支援事業費補助金は、新規就農者の確保、育成のため、従来から市町村等

が実施しております研修事業ですが、後ほど説明いたします国の青年就農給付金の準備型の対象とならない研修生への研修手当を年間180万円を上限として補助しております。また、研修生を受け入れていただける先進的な農家等への謝金として月5万円を上限に補助するものでございます。なお、国の青年就農給付金の準備型の給付を受けた場合も、この事業で上乗せ分を補助しております。

続きまして、新規就農研修支援事業費補助金と関連しておりますので、最後の行に飛びます。青年就農給付金について説明させていただきます。

青年就農給付金は、国において平成24年度に創設されました支援事業で、準備型と経営開始型がございます。準備型は、就農予定の年齢が45歳未満で、独立自営就農もしくは親元就農または雇用就農を目指す方を対象に、県の認める先進農家等の研修受け入れ先で農業技術の習得に取り組む就農希望者に対し、最長2年間給付するものでございます。また、経営開始型は、独立自営で農業を始めた年齢が45歳未満の農業者に対し、経営が不安定な就農当初の最長5年間につきまして、市町村を通じて給付金によって支援するもので、準備型、経営開始型、どちらも年間150万円の給付金となっております。

戻りまして、下から4行目、農地集積円滑化対策事業費補助金と新規就農受入体制整備事業費補助金について御説明いたします。

この2つの事業は、新規就農者の就農の課題となっております農地の確保や、研修から営農開始までを一体的に支援する新規就農トータルサポート事業のメニューで、25年度からの事業となっております。

まず、農地集積円滑化対策事業費補助金でございます。市町村等の農地利用集積円滑化団体が、新規就農者等のために事前に確保した農地の管理に要する経費に対して補助するものです。

次の新規就農受入体制整備事業費補助金は、JA出資型法人等が行う園芸ハウスの整備に補助を行い、JA出資型法人等の経営の安定を図るとともに、ハウスを利用しての研修を実施し、研修終了後はそのハウスで就農するといった研修から就農までの支援を行うものでございます。

その下、経営体育成支援事業費補助金は、人・農地プランの中心となる経営体に位置づけられた新規就農者や規模拡大志向農家等が、施設の整備や機械の購入に要する経費について市町村を通じて補助するものでございます。

続きまして、324ページお願いいたします。

右側上から2つ目、5の農地流動化事業費のうち、農地中間管理事業費補助金につきましては、農地中間管理機構が行う担い手等への農地集積を推進するため、国の補助を受けて実施する事業です。

農地中間管理機構は、地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化

する必要がある場合や、耕作放棄地等について、借り受けを行います。必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸し付けを行うこととしております。その業務の一部につきましては、市町村等に委託し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地集積、耕作放棄地の解消を推進することとしております。

農地流動化支援事業費補助金でございます。これは、農地中間管理機構設立に伴いまして、農地保有合理化促進対策事業を廃止するに当たっての事業名称の変更となっております。事業につきましては、認定農業者等の担い手の育成と農地の有効活用を図るために、農地等の売買による農地の利用集積を円滑に推進するものでございます。

次の農地活用推進事業費の農地活用推進事業費補助金は、県農業公社が行います農地等の情報の収集、提供を行うほか、耕作放棄地の再生利用を推進する事業に対して補助するものでございます。

その下、人・農地問題解決加速化支援事業費補助金は、今後の地域農業のあるべき姿や中心となる経営体の位置づけ等について、地域の話し合いに基づいて市町村が作成した人・農地プランの見直し等に要する経費に対して補助するものでございます。

次、農地集積交付金でございます。農地中間管理機構に対し、まとまった農地を貸し付けた地域や、担い手への農地集積集約化に協力する農地の出し手に対し、市町村を通じて農地の面積に応じて協力金を交付するものでございます。

次に、農地調整費を御説明いたします。

325ページをお願いいたします。

2 農地調整関係事務費は、農地法に基づく農地の利用調整や転用許可等を適正に行うための事務的経費でございます。

3 国有農地等管理事務費は、農林水産省所管の国有財産である国有農地や開拓財産の適正な管理や売り払いなどに要する経費でございます。

以上で平成26年度一般会計当初予算案の概要説明を終わります。

続きまして、25年度2月補正予算案の概要について説明いたします。

資料が④議案説明書の154ページをお願いいたします。

歳入は、事業費の減額に伴う国庫補助金等の減額となっております。

続きまして、155ページをお願いいたします。

それでは、農地・担い手対策費から御説明いたします。右端の説明欄をお願いします。

1 農業経営基盤強化促進事業費の企業的経営体育成支援事業費補助金については、法人化を検討している農家に対して、税理士等の専門家による個別相談を予定しておりましたが、相談件数が当初の見込みを下回ったこと等により減額するものでございます。

2 農業委員会等対策費の農地制度実施円滑化事業費補助金については、全額国費の事業

で、市町村、農業委員会が行う利用状況調査において調査期間が短縮できたことや臨時職員の雇用が見込みを下回ったこと、また県農業会議が行う研修会について、会議の借り上げ費などの節減により減額するものでございます。

3 新規就農総合対策事業費の新規就農研修支援事業費補助金については、研修生の人数が当初の見込みを下回ったことによるものです。

次の農地集積円滑化対策事業費補助金については、事業を活用する事業実施主体が当初の見込みを下回ったことによるものです。

新規就農受入体制整備事業費補助金については、予定しておりました事業実施主体の入れかえなどがございまして、施設整備面積が当初の見込みを下回ったこと等によるものでございます。

経営体育成支援事業費補助金でございます。平成24年度までは、県を通じない国と地域協議会との直接採択方式となっておりますが、今年度平成25年度より県を経由することに変更されております。25年度事業において、新規就農者を対象とした補助メニューが廃止されたことによる活用の減少や、共同利用の施設、機械の活用予定が申請に至らなかったこと等により、当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

続いて、156ページお願いいたします。

青年就農給付金については、市町村の要望書をもとに当初予算を積み上げていたところでございますが、研修後に独立自営することといった給付要件を満たすことができなかつた方も多く、給付対象が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

4 農地保有合理化促進対策事業費の農地保有合理化促進対策事業費補助金の減額は、退職給付金の減額改定及び当初訴訟案件となる予定であったものが和解に至り、訴訟費用が不用となったこと等によるものでございます。

5 農地活用推進事業費の農地活用推進事業費補助金の減額は、耕作放棄地の解消に係る県農業公社の事業計画の見直し、人・農地プランの作成の推進体制の見直しに伴うものでございます。

次に、農地調整費でございます。

1 国有農地等管理事務費の減額は、国有農地の地積測量について、当初処分が見込まれていたが、処分見込みがなくなり測量しなかったことによるものです。

続きまして、農地・担い手対策課の高知県農業構造改革支援基金等条例議案について触れさせていただきます。

5 議案説明書（条例その他）の3ページでございます。

平成26年度当初予算で御説明いたしました農地中間管理事業は新規事業でございます。これは複数年にわたって執行が可能となる県の基金に国の補助金を積み立てるものでございます。基金の積み立てにつきましては、農地中間管理機構の業務に対する支援、機構へ

の農地の出し手に対する支援、農地集積、集約化への基礎業務への支援、大きく言うと3つの内容に要する経費でございまして、2月補正及び当初予算のほうで計上してございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎溝渕委員 農地の中間管理機構の関係です。これから大きな目玉にもなっていくわけですが、実際に予算8,900万円余を組んでやっています。今まで市町村とかいろんな農地にかかわって、やってこられた組織、団体との連携が一番大事になってくると思います。公社をつくることは簡単ですが、具体的に農地について、それぞれのことをしていくために、その連携は、これから具体的にどのように進めようとしているのか。

◎伊佐農地・担い手対策課長 御指摘のとおり、市町村、農業委員会、JA、もしくは市町村によっては別個協議会をつくって対応しております。そういうところとの連携が、まさに不可欠と考えております。

確かに、4月からその機構の立ち上げということで準備は進めております。まずは、器のほうつくっておりますけれども、いざ器ができました以降、今申し上げたような組織、地元との密着した取り組みが重要だと考えてございます。

◎溝渕委員 農業委員会への農地集積支援事業補助金、大きい金額を入れてますが、これもそういう形に使っていかうという予算なんですか。

◎伊佐農地・担い手対策課長 今回、農業委員会への補助金が非常に増額されております。大きく2つ中身がございまして、今回のこの機構の整備に伴いまして、当然、農業委員会としての業務がふえるということ。あわせまして、農業委員会に期待される役割として、耕作放棄地の解消がございまして、耕作放棄地、今までも農業委員会の調査を行っておりますが、さらにその調査をしっかりとってほしいという趣旨で、国が、相当な額の補助金、増額しております。

最後にもう一点、農業委員会が管理しています農地台帳の整備に関するお話でございます。御案内のとおり、農業委員会が管理している農地台帳、農地の利用集積、もともとは転用の業務に使うものでございますけれども、とにかく農地に関する情報が全て入っているものでございます。この整備に非常に労力が必要でございますし、今般、公開もしくは電子化も課題として上げられております。その農地台帳の整備及び特にシステムの整備に関する経費につきまして、対応できるようにということで、これだけの額の予算を計上させていただきます。

◎溝渕委員 本当に言われるように、システムがどうできるか。それから、具体的にそれぞれどういう動きをするのか。県の立ち上げたトップの組織と市町村との関係、それから農業委員会との関係、JAとの関係とか、いろんなことがふくそうしてきますので、そん

な中で、本当に立派なシステムをつくってほしいと思いますね。今でも受委託にしても、それぞれ動いて、農協の中でも法人化してやってる場合もありますし、いろんな形の動きの中で、そういうシステムがぴしっとしないと、中山間の山の木材の問題も一緒ですが、大きな目玉になりますので、システムがいい形になって農地の問題が解消できるように、その努力は本当に大事やと思いますので、要請しておきたいと思います。

部長、何かその辺での思いを。

◎杉本農業振興部長 農地の集積化、集約化、そして欲しい方へのつなぎ、今までどちらかというたら、組織もあったんですが、主に民民でやられておりました。そして、皆さん御承知のとおり、高知県の農業、例えばハウスを連担したくても飛び地になって、結局作業手間がかかったりする。我々が進めております集落営農につきましても、民民の任意団体であったりします。そこに集約化が必要であった。そういう中、今回新たに、出し手の方々に対する協力金、これにつきましても、地域が全体で出すときには、協力金もございます。それから、もう一つは、今まで公社の課題でありました塩漬けの土地、出したものの、次の受け手につながらない。このような弊害もございました。そういうものを、今回は今までも同じだったんですが、つながないと協力金はお支払いしませんよ。地域の集積金は出してもらっただけで協力金出しますけども、そういうもの。あとは、中間管理機構が2年間持ったものの、実際はつなごうなかった。これはお返しする。こういうもの。そしてもう一つは、小規模ではございすけども、あぜをのけるであるとか、小さな水路を、これは畑に限ってはしますけども、条件はありますけども、そういう小さな整備についても受け手の方が必要であれば整備も行っていく。我々も中間管理機構、今後相当大きな役割を担っていただいて、集約化をする目標も掲げておるところです。それにつきましては、4月からではなくて、もう既に出し手の方、受け手につながるような一定面積も目鼻をつけて今準備中でございます。本会議でも言わせてもらいましたけども、各地域ごとに、農振センター5つありますんで、それぞれの機構担当職員をそこに張りまして、今、委員がおっしゃったように、市町村とか、それから人・農地プランを話し合っている地域の方々、そういうところへ出かけて行って、農地情報をいただきながらつなげていくように考えておりますので、4月からはフル活動で動きたいと思っております。

◎溝渕委員 民間の組でもう相当受委託は進めて、貸借やってますので、そういう方ともやっぱり連携していかないと、民間のほうをのけて行政だけでということにはなりませんので、なかなか難しい問題も個々には出てくると思います。その辺も含めて努力して行ってほしいと思います。

◎坂本（孝）委員 今農業の成長力とか競争力、これ本当に大事になってきて、これにしっかりと取り組めるのかどうか。全国で競争のようになってます。当然、国でも、大規模に農地の集積、集約をしていくと。全国でモデル事業もやっていきたいという方向を出し

てますけれども、今度新しくできるこの中間管理機構、これなんかも、印象としては、平場の農地集約に相当限定されていると。中山間の農地の集約とか当然できんわけですけれども、そういうところの対策が若干おくれる。国が、成長戦略というものを一生懸命中心に据えてやっていますので、お聞きしたいんですけれども、この農業の競争力、成長力をつけるということで、高知県でも4月から次世代園芸を始めるわけですけれども、そうなりますと、異業種からの参入が多くなってくる可能性がある。次世代園芸は始めるときにお金がかかりますので、幾らやる気のある農家が頑張ってもできんわけです。そこら辺で企業との連携が大事になってくるわけですけれども、現在何団体ぐらいが準備中でしょうかね。次世代に限って言うと。

◎杉本農業振興部長 次世代の施設園芸団地につきましては、後ほどの環境農業推進課の分野になりますが、今のところ、具体的に窪川で手を上げていただいているところは3事業体でございます。

◎坂本（孝）委員 3事業体は、一緒になってやるのか、別々にやるのか。

◎杉本農業振興部長 1.4ヘクタールから1.5ヘクタールへそれぞれのハウスを建ててそこで経営したいというのが3事業体でございます。それで、合わせて4.7ヘクタールという数字になっております。

◎横山委員 農地中間管理機構について、もうちょっとお願いしたいのですが、農業公社が衣がえをすると。そういう話、これはこれでいいですね。

◎伊佐農地・担い手対策課長 農業公社を機構業務をやっていただく団体ということで指定をすることになります。一言で言うと衣がえといいたいでしょうか。

◎横山委員 農業公社の組織は、今回の農地中間管理機構ですか、その中である程度役割を果たすと思います。農業公社と一緒にすることについての問題点はないんですか。

◎伊佐農地・担い手対策課長 農業公社ですけれども、衣がえというところちょっとイメージが違うのかもしれませんが、県農業公社は、この土地に関する業務もやっております一方、新規就農者の支援とか担い手の育成に関する業務も行っております。従来から、そういう意味で大きく言うと2本の業務をやっている中で、今回、農地集積に関する部分、それに機構業務がつけ加わるというイメージを持っていただいたほうがよろしいかと思えます。

◎横山委員 今回の農地中間管理機構の取り組みというのは、本県の荒廃農地ですか。耕作をされていない農地等々をどう活用するかということで、一番大きな役割を担うような形になろうと思いますが、本県では中山間地が多い、狭地が多いという中で、なかなか農地の集約が難しいんじゃないかという危惧を持ちょうわけですが、そこらあたりどう考えてます。

◎伊佐農地・担い手対策課長 中山間における農地をどうするかというのは大きな問題だ

と思います。1つは、現在、集落営農という取り組みを進めております。まさに集落営農、平場の集落営農もございますけれども、中山間、ちょっと奥まったところで取り組まれている例もございます。差し当たって、特に来年度は、今そういう集落営農の動きがあるところ、それはもう平場も中山間も問いません。そういうところに今アクションをかけておるところでございます。そういうところからまず、中山間の農地どうするかということに踏み込んでいけたらと考えております。

◎横山委員 高知県、集落営農組織というのはかなりありますが、法人化されてないという弱みもあるんじゃないかと思うんで、そこらあたりは。

◎石本地域農業推進課長 集落営農の法人化の御質問だったと思いますけれども、現在、高知県内の集落営農組織は、基本的に任意の組織が中心でございますけれども、190組織ございます。その中で、現在、法人化をしておる組織は5組織ということで、委員御指摘のように、まだ組織のレベルとしては、任意で皆さんの共同機械の利用とか、農地の共同利用というところにとどまっておるところが主でございます。先ほどからお話にもございます農地を集積していくためには、人格を持つことも必要になってきますので、できるところからになりますけれども、法人化を進めていくことにしております。

◎横山委員 狭地がなかなか大変だということで、賃貸というような形で、ある程度お金を出して、農家の皆さんから農地を貸していただいて、その農地をまた利用される方に貸すというような、できるだけ大規模化することが必要じゃなからうかと思うのですが、今、農業委員会とかは、農業センター、地域の皆さんと協働、連携しながら、その取り組みを進めていかないかという話の中で、農家の皆さん、荒廃農地、先祖代々のいろいろ土地、農地を持ちようと。何とか使いたいと。そのために民で契約しながら、貸したりした中で、ある程度の単価をもらいながらやっとな、あるいはまた無償で使っていただいて農地を守っておるといふ方が多いと思うんですが、そこらあたりの現状等についての把握はこれからですか。

◎伊佐農地・担い手対策課長 今、農業委員会で農地台帳の整備等の予算も、来年度相当手当てしてるところでございます。そういう意味で、農地に関する情報の把握というのは、これからさらにどんどん充実させていく、しっかりやっていくというところでございます。

◎横山委員 本当に高知県の中山間地の農地は、もうどこもイノシシとか鹿とかという問題があるとしても、高齢化し、また後継者がいないということで、使われてない農地がどんどんふえている、そういう状況下にあると思いますので、高知県の農業を活性化するためには、中山間地の狭地直しも含めて、いろいろ事業を取り入れていかんと、将来的に日本の農業の中で、高知県はおくれるんじゃないか。中山間地の部分においてはそんなに思っちゃるんですが、今回、この事業を成功させなければ、将来的な不安があります

ので、ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

◎森田委員 青年就農給付金が格段に大きな6億数千万円と。給付も政策と言やあ政策ですけど、全体の課の額とか部の額に比べたら非常に大きい。だけど、主管の仕事が担い手対策だとかいう意味からすれば、額としてはさもあるかなと思うんですけど、これって、経年の額とか、あるいは検証だとか、2年間、あるいは5年間という青年就農に対しての支援、それで高知県の最近の新規就農がふえただとかいうことに結実したのか。政策が効果をあらわしたのか。余り額が大きいんで、そこら辺の検証はどんなにされているか、まず。

◎伊佐農地・担い手対策課長 はっきり申し上げまして、この制度自体が、昨年度スタートの事業でございます。まだ、この給付金の成果が、実際どの程度、本県の新規就農につながっているか、ちょっと結論づけるのは早いかなというところでございますが、ただ一方、これだけの額の事業でございます。昨年も、給付金をお受けになった方に対するヒアリングなども行っております。また、アンケート調査、これは給付金を受け取った方だけではございません。新規就農者全員に対して、県の普及所を通じまして、どんな状況かと、問題点はないかアンケートを行っております。そういうものを積み重ねまして、こういう事業がどういう成果、どういう結果につながっていくかきちんとフォローしたいと考えております。

◎森田委員 農業は補助金、給付金漬けとは言わんけど、去年度から2年間やっていて、当然、成果を生んでいかないかんし、こんな大きな額を使うなら、それなりの検証もして、もっと要るのか要らないのか。手を上げた人皆さんに、これは今年度、去年度で、ニーズのある人に対して需要者には全て行き渡っているのか、あるいはこぼれているのか。そこら辺どうです。

◎伊佐農地・担い手対策課長 この事業につきまして、昨年からの課題でございますけれども、この青年就農給付金の大きな問題というか、現場から上がってきている声の一番大きなものは、やはり親元就農、後継者の皆さんへの支援ってどうなのかというところがございます。この青年就農給付金というのは、一種の就農支援と言いながらも、かなり起業支援的なことがございます。要は、全く新たに農業を始める方とか、もしくは農家の御子弟の方でも、親のやってる経営とは全く違うものをするんだと、そういう場合に、やはり就農直後はいろいろ経営が不安定というような場合に給付されるという趣旨で始まっております。事業の趣旨はそういうことですが、それではじゃあ、後継者、農家の御子弟の方への支援って全くないのかというのが、一方で出てくるわけがございます。これにつきましては、24年度から始まって、ことしもそうですし、来年もちょっとずつ給付要件の見直しとかがございまして、親元就農であっても可能であるように、運用は見直されていっておりますけれども、ただ一方で、繰り返しになりますが、新規就農といっても、大

大きく言うと、本当に新たに入ってくる方と、後を継がれる方とおられるわけで、後を継がれる方の支援制度をどう打っていくか。これはきっと給付金だけではなくて、違う方法もあるのかもしれませんが。その辺は、先ほども申しあげましたアンケートとか、現場のいろいろな調査をやっております。そういうものを踏まえながら、どういう支援があるのかというのは、また検討していきたいと思えます。

◎森田委員 問題点はすぐに政策へフィードバックさせて、洗練させて、シャープに支援がきいていく。それは一つのフォローやと思えますけど、産業成長戦略の中のバージョンを変えていくたびに、県としてのまとまりのある産地には何を生産品目としてやるのか。高知県の野菜なのか花卉なのか。国の農業戦略なのか。高知県とか国全体の農業戦略の後継者、そういう政策的、戦略的な方向性をきちっと踏まえた上で、農業後継者やったら全部オーケーとか、担い手になる人はオーケーとか、その中には県の政策戦略方向性がないといかんと思うんで、それも踏まえて、額が余り太いき、注目したわけやけど、ちょっと課をまたぐけど1点だけ。

販売とか流通販売とかいうの、前から本会議でも言うたけど、高軒高、養液が始まって最近土にさわらん農業後継者もいるけど、汚うてもしんどうても、やっぱり売っちゃらにゃいかんと思う。売ることによって農業後継者はひとりでできていく。販売戦略のほうは、今9つ課があるけど、農業振興部に。競馬まで9つあるけど、販売という文字は一個もないわけね。各課にちょびつとずつ販売があるかもしれんけど、9つあれば、1つか2つは、園芸連へ任すじゃいうだけの話じゃなしに、販売戦略を持って売り抜けていったら、後継者もどんどんやり出すんよ。6億円もお金を出して、農業後継者できゆう、あるいは基盤整備をし土地の取りまとめもする、それなんかも課としての仕事やけど、高知県へ行って野菜食べたら、本当にうまいもんがあると、常時言われよる。高知で食べたらうまい。それやったら、鮮度を落とさずに県外で食べてもろうて、どんどん高知の商品が食べられていったら、需要に対して生産が足らんいうたら、ひとりでも金やらんでも、どんどん就農していく原理が働いていくんで、部全体として、もうちょっと販売に、この産業成長戦略で新しい流通販売もしようとしゆうけど、もっともっと馬力かけて売る。そこへ行けば、この6億円もやらずに、もっとほかの販売戦略のほうに振り向けたらいい。もっと本気で売る方向に数億も数十億円かけたら自動的に後継者ができるんじゃないかと、常々思いうけど、部長からひとつ聞いちょきたい。

◎杉本農業振興部長 新規就農対策、今、課長から説明ありましたが、国からは150万円、準備型が2年間、開始型が5年間、都合7年間あります。年齢も制限ありますし、所得も制限があります。片や、以前から本県がやっておったのは、準備型に近いもので、2年間の準備期間中は年間180万円、月15万円、これをやってきたわけです。ネックが何やったかいうたら、親元就農と言われる、本当に初めから土地も家もある人については一部

来年度からオーケーになりました。これ要望してきた結果だと思っております。

そして、新規就農者の定着率につきましては、大体95%ぐらい。わずかでございますけれども、やったもののリタイア、断念される方がいらっしゃる。これを極力100%に持っていきたいんですが、95%というのは、私、上等の定着率やと思ってるところです。

それから、新規就農者が、初めて就農して販売農家になってひとり立ちするとき、まずは高知県の園芸農業ということで、大体、園芸を皆さん目指していらっしゃってます。片や水田も一部にはいらっしゃいます。まず、足腰を強くして行って、そこから販売戦略を立てるとというのが、大体の普通のパターン、初めは1反5畝から始めて3反とかいうふうに。それを親方が指導しながら、そして地域の皆さんの御協力いただきながらハウス、土地を譲っていただいたりして徐々にふやしていく。その中には、当然、より現金収入があって、ちょっと難しいけれどそっちのほうがええねということになったら、品目転換にもチャレンジしていただいています。そういうことで、品目を初めから固定はしておりませんので、そのあたりは、また我々も普及員と一緒に指導もさせてもらってますし、また親方の指導もごさいます。

そして、販売のところをおっしゃっていただきましたけど、確かに販売という言葉はございませんが、産地・流通支援課という名前をもって、これは園芸連だけではなくて、こだわりを持って、園芸連を通じないけど売りたい人に対しても支援の手を差し伸べておりますし、また、例えばレストランとかいうところから見たら、園芸連の荷姿やない、もっと別の荷姿で欲しい。量はこんなふうに欲しい。MじゃなくてLが欲しい。ばらで欲しい。そういう流通につきましても、最近になってからですが、取り組みもしております。また後ほど課のほうで説明申し上げますので、またそのときに御指摘いただいたらと思っています。

◎森田委員 やはり、高知県の農業の次の時代の方向性、あるいは国策と合うた方向性を見据えて、後継者あるいは新規就農、担い手、そうした皆さんに支給していきますよじやなしに、その中にはジャンルに分けながら、このジャンルは満杯、育てたい型の農業の方向に仕向けるやったら、これやりなさいや、提供するぞねとか、やはり政策が入った支給、政策を意図した支給、これ大事やと思いますので、そこら辺ひとつ勘案しながら、成果を上げていってほしいと思います。

◎加藤副委員長 関連になりますけど、さっきの定着率の話です。よく言われるのが、新規就農の意欲があつて、新規就農はするけれども、準備してた貯金が底をついて、結局やめざるを得なかった。さっきおっしゃった売り先がなかなかなくて、結局、収入につながらなかったということで諦めるような声も聞くわけなんです。定着率95%というのは、どれぐらい続いたら定着率とカウントされてるんですかね。

◎伊佐農地・担い手対策課長 県では、毎年、新規就農者を調べております。そのときに

あわせまして、過去5年にさかのぼりまして、新規就農者としてカウントされた方が、どのくらいまだ続けてらっしゃるかどうかが確認もしております。そこから引いてきた数字でございます。

◎加藤副委員長 この青年の就農給付金ですけど、資金の問題というのはかなりシビアで切実な問題だと思うんです。しっかりタイムスケジュールが欲しいときにきちっと就農者に届いているのか気になるんですけど、この申請から給付までの流れ、タイムスケジュールはどんな状況ですか。

◎伊佐農地・担い手対策課長 基本的には、就農をお考えになってる方、まずは研修をお考えになる、その段階で、市町村もしくはJA、協議会をつくっております。そちらのほうに御相談いただいております。そこで、この方は農業やっていけると、就農計画、研修計画なんかを一緒に考えながら検討していただいて、申請していただくということになっております。ちょっと期間は、どのくらい就農イメージができてくるかによって、すぐ計画ができる方と、いろいろ議論しながらということで、個人差はあるかと思えます。

◎加藤副委員長 給付がしっかりと口座に入っているかどうか非常に重要だと思うんです。1カ月でも2カ月でも本当に苦しい中で経営をしているところに、例えば申請で時間がかかって給付が半月おくれるとか、2カ月とか3カ月まとめるとか、何かそういう具体の給付の状況ですよ、どうですか。

◎伊佐農地・担い手対策課長 この青年就農給付金は、基本的には半年に1回の給付というタイミングで回っております。給付のタイミングも、事業の実施要領、要綱上は、先にお支払いすることもあります。だから、先払いということもありますし、ある程度進んでから、先払いがあれば後払いがあるように、それはどちらでも可能なことになっております。

◎加藤副委員長 しっかり活用していただければと思います。よく行政なんかであるのが、申請に半月かかって、それから給付にというのが往々にして、一般論としてよく聞く話ですので、本当に資金の問題は待たなしの課題だと思いますので、円滑に給付まで、しっかり手元に届くように、また気にかけていただければと思います。

(な し)

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈協同組合指導課〉

◎三石委員長 次に、協同組合指導課の説明を求めます。

◎村田協同組合指導課長 協同組合指導課です。

平成26年度当初予算案について御説明いたします。

資料No.②の議案説明書（当初予算）の327ページをお願いします。

3目の団体指導費ですが、右の説明欄2の農業協同組合等検査指導費は、農協法に基づ

き農協の業務や会計の状況について検査を行うとともに、定款、事業規定の認可、承認、運営指導などを行うことで、経営の健全化、運営の適正化を図るものです。

なお、農協の組織再編につきましては、平成24年の高知県JA大会におきまして、県域1JA構想を将来構想として、平成30年を目途に実現に取り組むことを組織決定しております。これを受けまして、農協中央会を事務局としまして、合併研究協議会のもとに各種の作業部会を設置して研究が進められております。本年度中に合併構想案を取りまとめ、26年度には、組合員組織等への説明会などを開催する予定となっております。

3の森林組合検査費は、森林組合に対して森林組合法に基づく検査を行うための事務費です。合併や定款の変更などの指導業務に関しましては、林業振興・環境部で行っておりますが、検査業務につきましては、平成15年度から当課で行っております。

4の農業共済団体対策費は、農業災害補償法に基づき国の農業共済制度を担う農業共済組合に対して、業務及び会計の状況について検査指導を行うものです。県内に現在5つあります農業共済組合は、来月4月1日に合併して高知県農業共済組合となりますが、その後5月には、共済組合連合会の権利義務を承継しまして、県全体を区域とする一つの共済組合が誕生することになります。

5の農業近代化資金等融資事業費の電算システム保守委託料は、利子補給計算や償還などの資金管理システムの保守点検を委託するものです。

以下、農業者に低利資金の融通を図るために農業近代化資金を初め、次のページにかけて列挙しております各種制度について利子補給を行うものです。

次の328ページをお願いします。

6の高知県農業信用基金協会特別準備金出えん金は、近代化資金等で無担保無保証人の融資を行う際、保証業務を行う上で必要となる保証事故の準備金として、基金協会が積み立てる経費の一部を出捐するものです。

7の農業改良資金助成事業特別会計繰出金は、特別会計で必要な事務費を一般会計から繰り出すものです。

共同利用施設災害復旧事業費は、台風などによる農協等の共同利用施設の被害について、その復旧に要する経費を補助するものです。

次のページからの債務負担行為については、それぞれの資金について各償還期間に係る利子補給の限度額を計上したものです。

以上、一般会計の当初予算の総額は2億1,164万5,000円で、対前年度比で91.6%となっています。減少の主な理由は、先ほど説明いたしました農業共済組合の合併に当たって必要な新システムの整備に関する経費の一部、約2,000万円を本年度に支援しましたが、来年度はそれがなくなることが主な原因でございます。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

785ページをお願いします。

この特別会計は、農業改良資金と就農支援資金の2つの資金を区分経理するために設置されたものですが、農業改良資金につきましては、貸付主体が県から日本政策金融公庫に移ったことから、それ以前に県が貸し付けた分の償還金について、経理区分して管理を行っております。

農業改良資金の貸付勘定科目の説明欄1 償還金と2の一般会計繰出金の合計5,975万4,000円につきましては、25年度中に県に償還があったものを資金造成元である国と県の一般会計に返還するものです。

次の786ページをお願いします。

就農支援資金の貸付勘定科目の説明欄1には、8,000万円を貸付枠として計上しております。

2の償還金と3の一般会計繰出金の合計2,949万2,000円につきましては、約定などに基づき、造成資金を国と一般会計に返還するものです。

以上、特別会計の当初予算の総額は1億7,634万3,000円で、対前年度比で61%となっております。これは、25年度は造成資金の国と県への返還について、約定返還に加え繰上償還がありましたが、26年度は約定返還のみとなることが大きな原因でございます。

続きまして、次に、平成25年度補正予算案について御説明いたします。

資料No.4の議案説明書（補正予算）の158ページをお願いします。

3目の団体指導費ですが、右の説明欄1の農業協同組合等検査指導費は、農協検査を担当する職員の転入が想定より少なかったことから、国が行います検査職員初任者研修への参加経費が減額になったことなどによるものでございます。

2の農業共済団体対策費も同様に、農業共済組合の検査職員研修費などの旅費の減額や、会議費の節減を行ったものでございます。

3の農業共済特定組合基盤整備事業費補助金は、補助事業者が競争入札により発注先を決定したことによる減額でございます。

次に、4目の農業金融費ですが、説明欄1の農業近代化資金等融資事業費については、利子補給承認実績が当初の見込みを下回ったため、減額補正を行うものです。

2の農業改良資金助成事業特別会計繰出金は、農業改良資金の債権管理に要する経費などが当初見込みを下回ったため、これに伴い農業特別会計への事務費の繰出金を減額補正するものです。

なお、25年度は科目が団体指導費と農業金融費に分かれていますが、26年度は協同組合指導費1つになっております。

次に、特別会計の補正予算案について、371ページをお願いします。

農業改良資金の1の貸付勘定です。

造成資金については、順次造成元である国と一般会計に返還をしております。平成25年度予算では、24年度中に現に償還があったものを返還しますが、償還が見込みより少なかったことから減額補正を行うものです。

2の業務勘定の農業改良資金管理運営費につきましては、債権管理に係る経費が当初見込みを下回ったことから減額補正をするものです。

その次の就農支援資金助成事業費については、融資額が当初見込みを下回ったため、貸付金勘定の貸付金を減額するとともに、これに伴う業務勘定の事務費を減額補正するものです。

続きまして、高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。

資料No.6の275ページ、新旧対照表をお願いします。

現在、高知県農業改良資金助成事業特別会計で2つの資金、農業改良資金と就農支援資金の経理を行っております。このうち就農支援資金につきまして、今までの根拠法であります青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に関する特別措置法が廃止されますことから、条例中の目的欄の法律名を変更と申しますか、注釈を加えるものでございます。

次に、議案関連説明資料でもう少し詳しく説明させていただきますので、協同組合指導課のインデックスのついた説明資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

先に、就農支援資金の概要等から説明させていただきます。

その資料の2番目にありますように、就農支援資金につきましては、就農計画の認定を受けた認定就農者に対する無利子の貸し付けでございます。資金の流れはその下の左側の図にありますように、今までは、県の特別会計に国から3分の2、県の一般会計から3分の1の割合で資金を造成しまして、それを原資として、JAなどの金融機関を通じて貸し付けを行っております。その償還があった際には、それを造成元へ全額償還するのではなく、一部を貸付原資に回す方法をとっております。

今回の法改正によりまして、今後は右側の図のとおり、日本政策金融公庫が認定就農者に貸し付ける仕組みとなります。

また、先ほども申し上げましたが、資料の1番の条例改正の趣旨にありますように、青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に関する特別措置法が廃止され、就農支援資金は農業経営基盤強化法の中に位置づけられまして、県は貸付主体ではなくなります。しかしながら、法律の附則によりまして、この法律の施行日前に貸し付けられた就農支援資金及び施行日前に認定を受けたものに対する施行日以後の就農支援資金の貸し付けについては、なお従前の例によることとなりますので、これまでに県が貸し付けた貸付金の償還事務と、それを造成元へ返納する事務、そして現行制度で認定を受けた方に対する新たな貸付事務については、これまでどおり県で行う必要があります。経理区分を明確にするた

め、引き続き特別会計の設置は必要であることから、目的欄の法律名を改正、注釈を加えるものでございます。

なお、参考までに、最近の貸付実績等を下に載せております。資料の4番目の表にありますように、23年度から増加傾向にあります。償還額欄にありますのは、当該年度に年に1回の償還があった件数と金額で、償還が終わったという意味ではありません。償還の据置期間がありますので、前年の期末残高の数字と償還額欄の数字とは一致しておりません。平成25年12月末現在、76件、2億6,700万円ですが、償還期限が最長で平成37年までありますので、それまでは県での事務処理が必要ということになります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎溝渕委員 農業共済の合併についてちょっとお聞きしておきたいんですが、それぞれ努力もされて、5つの農済が1つになるということで進んできましたが、合併に向けての議論、協議される中で、いろんな問題点とか課題とか、何かそんなことは余りなかったんですか。それから、全国的に今、農済の合併はどこまで進んでるのか。ちょっとその辺聞いておきたい。

◎村田協同組合指導課長 農業共済組合につきましては、5つの組合と申し上げましたが、5つと1つの組合に支所が1つございまして、事務所としては6つございます。農協のように、合併によって支所が廃止されて距離が遠くなるという問題は余り共済組合の場合にはございませんので、そこら辺の議論は余りなかったところです。ただ、経営、それぞれの組合が持つてる特徴とか考え方等がございましたので、そこら辺の調整と、役員、あるいは総代の人数とか、どこら辺で調整しようかという議論がありましたぐらいです。それほどの難しい議論はなかったと認識しております。

◎溝渕委員 連合会、今あるわけですが、あそこがもう本部になるという考え方なんですか。なかなか場所も狭くて、駐車場なんかも心配したりしてたんですが、その辺も余り問題はないんですか。それから、実際は役員は、人数なんかはもう決められましたか。場所のことを配しちゃったけど、そんな問題は余りないんですかね。

◎村田協同組合指導課長 どこを本所にしてどこを支所にするかということも、皆さんで協議していただきまして、先ほど言われたように、本所は升形にあります連合会の跡が事務所になります。ただ、人数のほう、職員の配置とかそういったことで、狭いとかいう議論は特になかったところでございます。

◎溝渕委員 さっきも聞きました全国の状況はどうなんですか。ほかの都道府県の状況。

◎村田協同組合指導課長 現在、9つの都府県で合併が進んでおりまして、ちょっと数字、正確でないかもしれませんが、26年度4月にあと8つが合併予定。全国で17、ひょっとしたら1つ、2つ間違っておるかもしれませんが、その予定でございます。

◎溝淵委員 進んでるということのようですが、農協の合併について聞いておきたいんですが、24年に中央会の総会、私も行って、あそこで会長が県1の発表して、その努力を積み上げているわけですが、ことし、合併構想の取りまとめを大体していくんだと言ってるわけですが、その合併についても、30年を目標ということでやってきたわけですが、順調に行ってるという理解でいいですか。農協のそれぞれの内部でのいろんな議論を聞くこともあるわけですが、県から見て、その辺はスムーズにいつてますか。

◎村田協同組合指導課長 まだ、今のところは、組合員に正式に話をおろしたという段階ではありませんので、そこら辺の議論が熟してないというところはありますので、それほど表立って反対とかいうことはございませんが、農協によって特色あるいは格差がどうしてもありますので、そこら辺の調整がこれから必要になってくるだろうと思っております。

◎溝淵委員 農協の合併も全国的なこともあって、それぞれ進んでいつてるわけですが、やはり今は合併構想、中央会でももちろん組織でやっておりますので、それが具体的になっていく中で、いろんな環境での議論も始まっていくと思いますので、30年を目標ということで進むとしたら、今までの合併された都道府県の例もあるわけですので、相当その辺指導されて、スムーズに合併がなるような形ではやっていつてほしいと思うんです。部長のほうで何か、余り聞いたことはないですか。スムーズにいつてますか。

◎杉本農業振興部長 県内の全域のJAの組合長の集まる会、私も入って議論もさせていただいてます。その中で、合意は全部とれたと。ただ、今、課長が申しましたように、大きな問題は今JAごとに職員の処遇が違います。給料が違ったりします。財務状況が当然ながら違います。そして、一部JAには経営のやり方がちょっと特異なところもございませう。そういうものを、今各部会で一つ一つ潰して、全体としてはやっていこうよと。30年に向けてせんといかんということを前提に、皆さんが軌を一にして、組合長では、今後、組合員におろしているいろんな意見もいただきながら、一つの方向に進むものと認識しております。

◎吉良委員 災害復旧事業費のことが出ていますので、関連して確認しておきたいんですが、前回の委員会で、この前の12月の災害復旧にかかわって、繰り越しも可能だということなんですけれども、担当はどこになるんですかね。その状況をお聞きしたいんですけど。

◎西本産地・流通支援課長 12月の10日1時35分に起きました突風被害に対する対応についてお尋ねがありましたので、産地・流通支援課からお答えします。

全体で6.36ヘクタールの被害がございました。この被害を受けまして、12月10日同日に、職員が現地に入り調査をし、11日から農協、それから農業振興センターが各被災者の個別面談をしてまいりました。また、13日からは、災害復旧についての打ち合わせ、これ

レンタルハウス整備事業が中心になりますが、関係の香南市、それから農協、農振センターと協議をしまして、説明会を農家の方に対して12月19日に行って、対応についての要望を取りまとめたところです。

希望が出たのが、3.49ヘクタールの事業量でした。18戸の方です。後ほど説明をいたしますが、本年度のレンタルハウス整備事業の中で、9戸の方、1.1ヘクタールの方についての事業対応を行うようにしておりますが、この分については繰り越し対応と考えております。

それから、26年度の当初予算で3戸の方、これは中古のハウスを改良する事業ですが、ここで0.52ヘクタールの事業対応を予定しております。

18戸のうち12戸の方の事業対応が決まっておりますが、6戸の方については被災を受けた川淵の土地ではちょっと困るということで、現在土地の調査をしておるということで、事業についてはまだ具体的に計画ができておりませんが、6戸の方について、中古の事業を使った事業をしたいという御意見、御要望をいただいております。そういった計画が固まりましたら、支援をしていきたいと考えております。

それから、事業で対応を要望されなかった方は、農業共済とかいった手当てをして、事後修繕もしながら、経営を続けて、現在、収穫の作業もしているという状況だと聞いてます。

◎吉良委員 今度の全国的な雪害なんかでも、国が対応したこととかかわってなんですけれども、その撤去費用については出ないということに対して、国が撤去費用も出そうという方向で国会で答弁をいただいているんですけれども、県は、この災害を受けた施設に対する撤去費についてはどのような取り扱いになってるんですかね。

◎西本産地・流通支援課長 撤去費用の御質問ですので、産地・流通支援課からお答えします。

撤去は、既にもう済んでおりますので、新たな事業としては対応はできないということになっています。今回の1都9県で、雪害被害があった場合の国の対応もありましたので、今後、そこら辺は検討ということで考えております。

なお、前回の委員会でも御報告しましたが、農業共済等での対応は一部ございますので、そういった対応はあったかと思えます。

◎吉良委員 生産にかかわってくるんで、早く撤去してということにもなってきた、各市町村でもそれに対応するような取り組みもあろうかと思えます。国の考え方が、撤去費用にも対応させていくということなんで、今後、県としてもして、現場の要望に応じていくべきだと思うんですけども、具体的にどうかということは置いて、その考え方自体について、部長、どうなんですかね。

◎杉本農業振興部長 今までは、撤去費についてどうするか。我々も盲点でございませ

た。それで、今回の関東以北のところの撤去費が出ることになりましたので、当然これを検討していく必要があるということで指示はしてあります。ただ、まだ今のところ、その国の内容について精査をし、そしてそれが他のものに影響するや否や、こんなこともございますので、これは指示はしておりますので、今検討中でございます。

◎吉良委員 市町村が喜ぶと思うんです。県がそういう対応をしつつあるとなると、現場の農業者に対しても早目に手も打ってということが、今後考えられますので、ぜひ結論を伝えていただきたいと。

◎森田委員 協同組合指導課の所掌事務は、金融、共済、災害補償などが仕事としてあるんですけど、事あるごとに農協に対して話はしますよと、農協連合会も含めて、農協の仕事の分野にも物言いますよという分野があるんで言うんですけど、高知県の産業成長戦略の農業のこれからの取り組みは、とにかく売るんだと。我々、高知県の農業の集出荷を含めて、園芸連を中心とする農協団体にお世話になりゆうわけです。だから、ぜひその事あるごとに、農協にはしっかり売る、販路を拡大する、消費者との接点を拡大する、高知県産品であることをわからせる。バージョンアップした産業成長戦略の農業分野の中にも、消費者に選ばれる産地になっていく、流通販売の支援をする、販売力を向上させるとありますが、ほとんどこれ、農協マターなんです。6割、7割が、農協経由で市場、消費者へ行きゆう。高知県の次の時代の農業は、所得を向上させることが大きなお題目で、農業振興部の取り組みがあるわけです。所得を向上させる、出荷額、出荷量をふやす、こうだんだんといけば、生産分野に入ってくるけど、生産分野は物すごく手厚いというか、ジャンルも含めて政策が多岐にわたり、細部にわたりやっていきゆう。環境保全型農業で、高知県の特別な売りをアピールするとかあるけど、最後は売る、食べてもらう、消費者に届かせる。高く売る、高く買ってもらう。そういう意味で、農協と二人三脚でやっていかんと、県が売るわけやないき、部長が言われたけど、いろんな制度を使った支援もしゆうけど、メインはやっぱり農協やきね。農協にしっかり産地、うまい野菜をアピールしてもらって、鮮度よく流通させる。農作物は高知県へ行って食べたらうまいと、定評があるがやき、鮮度よく送って消費者へ届ける。高く売る。そこら辺事あるごとに物を言ってほしいけど、どうなんでしょうね。言ってくれているでしょうね。

◎村田協同組合指導課長 我々は検査で行ったりとか指導で会う機会がありますので、今までどうしても検査指導でいいますと、信用事業とか共済事業のウエートが高くなっておりますが、そういったことに関しましても、機会あるごとに話はさせていただいております。

◎森田委員 所掌業務は金融、共済、災害補償、多くあるけど、高知県の農業の集出荷は農協団体がメイン、総会へ出たり、いろんな会へ出るたびに、農協団体にしっかりと、販売のことについて、事あるごとに言ってもらいたい。県の政策のメインは、所得だとか出

荷額だとかいう話ですから、農協にひとつしっかりと協力してもらおう。高知フェアの開催なんかもありますし、次第次第に、前向いて荷が抜け出したら、後ろのほうで、おい荷が足らんぞ、もっとつくらなあかんぞと、またもとへ戻るけど、就労支援なんかにお金が必要らんずつ、どんどん自主的に就農してくれる。そういういい循環になるので、要は、前へどんどん荷が抜けていくことだと思います。部長もその御認識ですよ。

◎三石委員長 ほかに。

(なし)

◎三石委員長 ないようでしたら、質疑を終わります。

ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時10分といたします。

(昼食のため休憩 11時53分～13時30分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈環境農業推進課〉

◎三石委員長 次に、環境農業推進課の説明を求めます。

◎美島環境農業推進課長 環境農業推進課の平成26年度一般会計当初予算と25年度補正予算、条例その他について説明させていただきます。

初めに、26年度一般会計当初予算について説明させていただきます。

②の資料、議案説明書の330ページをお開きください。

まず、歳入について説明させていただきます。

8款使用料及び手数料は、農業大学校の授業料等です。

9款国庫支出金の8目農業振興費補助金に次世代施設園芸団地整備事業への国からの補助として、次世代施設園芸導入加速化支援事業費補助金を4億9,865万4,000円計上しております。

331ページの12款繰入金に、農業担い手育成センター整備の財源として、基金からの繰入金2億5,574万7,000円を計上しております。

14款諸収入は、試験研究機関等の受託事業収入等です。

332ページをお開きください。

26年度の歳入は、25年度より7億3,843万7,000円の増額となっております。

なお、歳入のうち、14諸収入、8雑入のうち、一般財源収入分の予算計上につきましては、今年度実施されました決算特別委員会において、諸収入の雑入のうち一般財源分に該当するものの予算は財政課で一括計上し、決算は各課で計上していることから、各課の予算額と決算額に乖離が生じているため、今後は予算と決算を同一課で計上するよう検討を

求めるとの御意見をいただきましたことから、26年度予算より各課にて予算を計上することに変更いたしました。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

333ページの説明欄をごらんください。

4目農業技術費の人件費は、環境農業推進課、農業技術センター、農業大学校、農業振興センター等の職員の人件費です。

334ページをお開きください。

農業振興センター普及活動費は、普及指導員の活動に必要な経費や備品の購入、機動力の整備に要する経費です。

次の4普及指導活動強化促進事業費は、産業振興計画の推進を図るため、普及指導員による普及指導計画に基づく普及指導活動を推進するとともに、普及指導員の専門性を高めること、若手普及員の早期育成を図るために体系的な研修を実施するための経費です。

次の5農業経営改善支援事業費は、産地の強化と生産者の所得向上を図るため、生産部会員の経営分析等をもとにした産地課題の明確化や課題解決のための経営指導、新規就農者の育成などを行うための経費です。

次の6農業振興対策事業費は、水稻の奨励品種を決定するための試験圃、12カ所ですけれども、これの設置、水稻の生産性向上のための経費と薬用作物の安定生産のための栽培技術の実証圃を設置に要する経費です。

335ページをごらんください。

こうち売れる米づくり産地育成事業費補助金は、米産地の維持拡大を図るため、高品質で安全・安心な売れる米づくりに向けて、集落営農組織や全農こうち等が行います販売促進活動などに対して補助するものです。

次の7こうち農業情報総合化推進事業費は、農業分野の情報の活用促進を目的に、農業者、農業団体、行政機関を結ぶネットワークとして開設しているこうち農業ネットの維持管理するための経費です。

次の8都会で学ぶこうち農業技術研修事業費は、本県での就農を希望する方々を対象に、東京と大阪で本県農業の特徴や農業の基礎知識、就農のための支援策などについて研修を行うための経費です。

次の9農業大学校運営費は、いの町にあります農業大学校教育課の運営に要する経費です。

336ページをお開きください。

10農業大学校研修教育推進事業費は、農業後継者などを対象に、農業に関する技術や経営についての実践的な教育を実施する経費です。市場調査や篤農家など外部講師による講義、農家研修など、事業内容の充実に努めております。

3つ目のほ場管理業務等委託料は、圃場管理や学生寮の舎監業務などを委託するものです。

次の11農業担い手育成センター整備事業費は、I・Uターン就農希望者などへの技術研修や就農先とのマッチング支援、また県内の農業者や指導者に対する先進技術研修等を行うため四万十町に設置いたします農業担い手育成センターの整備に要する経費です。

次の12農業担い手育成センター運営費は、農業担い手育成センターの運営に要する経費です。

2つ目のほ場管理業務等委託料は、同センターの実証展示圃の管理業務を委託するものです。

337ページをごらんください。

13農業担い手育成推進事業費は、同センターの研修生や県内の農業者などに対する研修に要する経費です。

2つ目の就農研修指導業務等委託料は、同センターの研修指導や圃場管理業務などを委託するものです。

次の14次世代施設園芸団地整備事業費は、園芸農業の飛躍的な増収を図るため、オランダ並みの収量を目指した次世代施設園芸のモデル団地を整備し、運営するための経費です。

3つ目の次世代施設園芸導入加速化支援事業費補助金は、次世代施設園芸団地に係る高軒高ハウス、集出荷施設等の整備に対し補助するものです。

次の次世代施設園芸導入加速化推進事業費補助金は、次世代施設園芸団地を効果的に運営するための活動経費に対し補助するものです。

続きまして、5目の環境保全型農業費でございます。

1環境保全型農業総合対策事業費は、天敵利用などIPM技術の県内全域、全品目への普及や、オランダウェストラント市との交流、有機農業の推進、またGAPによる生産工程管理などを推進するための経費です。

2つ目の環境保全型農業推進事業費補助金は、環境保全型農業の実践に必要な天敵などの購入経費や有機JAS認定手数料などに補助するものです。

次の有機農業技術定着支援事業費補助金は、有機農業での就農を希望する方への技術指導や有機農業実践者の技術力向上、ネットワーク化を促進するため、有機の学校の運営に対して支援するものです。

338ページをお開きください。

環境保全型農業直接支払交付金は、化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行うか、または有機農業に取り組む場合、取り組む面積に応じて補助するものです。

次の環境保全型農業直接支払推進交付金は、市町村が行う営農活動の実施状況の確認事務に要する経費等を交付するものです。

次の2植物防疫総合対策事業費は、病虫害発生予察事業や農薬の適正使用などの総合的な病虫害防除対策や県産農産物の信頼性を確保するための農薬残留分析など、安全で適正な防除対策に取り組むための経費です。

1つ目の病虫害発生状況調査委託料は、病虫害発生予察に必要な調査の一部を委託するものです。

次の農薬残留分析委託料は、出荷段階における残留農薬検査と、マイナー作物の農薬登録の適用拡大に必要な農薬残留データの作成のための分析を民間の分析機関に委託するものです。

続きまして、6目の農業試験研究費でございます。

1農業技術センター管理運営費は、農業技術センター果樹試験場、茶業試験場の運営に要する経費です。

2つ目の園地除草等委託料は、果樹試験場園地の草刈りを民間業者に委託するものです。

339ページをごらんください。

農業試験研究費は、試験研究機関において、天敵利用などの環境保全型農業農業技術、高品質多収技術、優良品種の育成、農産物鮮度保持技術などの研究開発、オランダのウェストラント市との園芸友好協定を生かし、オランダの先進技術を本県の気象状況や風土条件に適するように再構築するこうち新施設園芸システムなどに取り組むものです。

1つ目の実験補助業務委託料は、農業技術センターにおける実験器具の洗浄などの業務を民間業者に委託するものです。

5つ目の施設整備工事請負費は、農業技術センターのハウスの建てかえ等に要する経費です。

以上が環境農業推進課の主要事業です。

当初予算額は36億4,187万9,000円で、前年より8億6,628万1,000円の増額となっております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

341ページをお開きください。

次世代施設園芸団地整備に係る造成事業費は、団地の整備に必要な土地区画整備や用排水路、作業道、揚水機場などを整備するためのものです。

次の次世代施設園芸導入加速化支援事業費補助金は、高軒高ハウスや環境制御装置、集出荷施設を備えた次世代施設園芸拠点の整備に対して支援するためのものです。

続きまして、25年度の補正予算を説明させていただきます。

④の資料、議案説明書の160ページをお願いします。

歳入予算については、歳出で御説明させていただきましたので省略いたします。

161ページをごらんください。

5目農業技術費の1担い手育成施設整備事業費につきましては、農業担い手育成センターの研修実証用ハウスの建設及びハウスに装備する統合環境制御装置、ヒートポンプエアコン、木質バイオマスボイラーなどを購入するための経費です。

次の2次世代施設園芸団地整備事業には、26年度に予定しております圃場整備、畑地かんがい、揚水機場などの実施設計に要する経費及び整備のための工事請負費です。

6目環境保全型農業費の環境保全型農業総合対策事業費の2つ目の環境保全型農業推進事業費補助金の減額は、天敵等が予想以上の防除効果を示し、補助対象資材の導入が当初計画より少なく済んだことなどによる事業費の減によるものです。

次ページの環境保全型農業直接支払交付金と環境保全型農業直接支払推進交付金の減額は、事業費の減によるものです。

2植物防疫総合対策事業費の減額は、入札減によるものです。

7目農業試験研究費の1につきましては、国からの受託事業が見込みを下回ったことなどによるものです。

続きまして、164ページをお開きください。

繰越明許費につきまして御説明いたします。

農業大学校運営費は、次世代施設園芸団地の事前調査に係る委託料で、計画調整に日数を要したことによるものです。

次の担い手育成施設整備事業費と次世代施設園芸団地整備事業費は、それぞれ国の補正予算に対応するためです。

続きまして、資料No.5条例その他の資料の4ページをお開きください。

第40号高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例の議案です。

この条例は、新規就農者を確保し、及び育成し、並びに先進技術を習得するすぐれた農業者を育成する施設として、高知県立農業大学校の研修部門を独立させ、新たに高知県立農業担い手育成センターを高岡郡四万十町に設置するに当たって必要となる条例で、平成26年4月1日から施行します。

また、条例制定に伴い必要となる高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例等の改正につきましても、附則で行うこととしております。

以上で環境農業課の説明を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 オランダとの技術者とか、あるいは若い農業士が行き来し始めて、まだほんの5年ぐらいですかね。本当にいい成果を急に上げる。国も次世代の施設園芸に取り組み

出している。オランダの勉強にどこよりも早い形で取り組み出した。農大を核にいろいろやりゆう。だけど、この間卒業式に行ったら、農大の卒業生で農業そのものに就農していく人って、三十数人が卒業した中で、ほんの二、三人しかおらんかった。農業関係の流通なんかには行きゆうけど、オランダ型を現場を見て、あるいは向こうから学生が来たりして交流して、その中で農業に進んでくれると本当にいいんやけど。1,000万円ぐらいの交流費を予算化しちゆうけど。国が一般対策としてどんどんやっていくと、高知県もそれに一番先に手を上げて、施設園芸型で、高知県農業はそんなシステムになっていかないかん思うときに、窪川も当たりやし、今全国で6カ所か7カ所か、その枠を1つとった。それから、オランダとの今までの取り組みは先進的に取り組んできた。そんなことを思うと、非常にいい方向にある。農業大学校だけじゃなしに、もっと支援費も含めて、オランダ型の農業、花卉中心に、もうちょっと若い世代の人に次の農業のあるべき姿、現場見てもらいたいし、それから向こうの人と交流してもらいたいし、新しい時代の農業、CO₂制御なんかも含めて、農大だけやなしに広く、もっと予算化して、一気に高知県の若い人の農業の形態を変える、そんなになってもらいたい、もう10倍くらい予算化したらと思いますけどね。

◎美島環境農業推進課長 オランダ交流は、平成21年度から5年間になります。その間に、訪問だと150人ぐらい、うち農家が毎年5名程度と、あと農業高校生、それから民間のメーカーの方なんかで行っております。あと農業大学校、それは短期研修で31名ほど、この5年間で。それから、長期研修、20日ぐらいから1カ月ぐらいの間ですけど、年によって違いますけれども、7名ほど行っております。こういった研修、非常に、委員おっしゃったとおり有効だと思いますので、継続していきたいとは考えておりますけれども、強化するということでは、今までずっと、これまで5年間、こっちから向こうへ行っておりましたけれども、25年度から、向こうからこちらへ技術者に来てもらって、県内の方にいろいろ現場でも指導していただき、セミナーをやっていただくと。6月と1月に2回行いましたが、セミナーなんかで150人程度はそれぞれの会で参加しておられますし、またセミナー終わりましたから、技術者に来ていただいて、農業技術センターとか農業振興センターの職員に現場で解説をしてくれとかいうようなことで、何回か研修もやっております。そういう形で今強化はしとるところです。

◎森田委員 1月やったか、研究者が来て、高知会館で勉強会をしたとき、若い農業後継者がすごくおったし、次の時代の農業スタイルやろうなど。高知県、津波で非常に今後の農業厳しいところにあると思うんで、本当に新システムとして国の一般施策になっていって、お日さまさえ当たれば、養液循環で環境型農業になるし、その辺、窪川の実証現場でも勉強し、オランダへもぜひ見に行ってもらいたい。ここ四、五年の間に高軒高で、あるいはシステムそのものを取り入れて、知事も協定を結んだり、これうんと成果を上げてい

と思うき、全体としてこういう農業に行かないかんし、行くべきやしと思うんで、あれだけ高知会館に集まる人気のある新施設農業になっていくんで、ここはもう何十丸もつけて取り組みを意欲的に深めてほしいと思うのが1つです。

そのために今、ちょっと沿岸沿いの高台に平地があったら、すぐにそこに太陽光パネルを4ヘクタール、5ヘクタールってどんどんやりゆうけど、あんなところこそ、就労の場所にはならんわけよね、太陽光発電なんかは。一時的に設置時点でお金は回るけど、環境に優しい社会づくりには貢献するかもわからんけど、就労にはならんと、恒常的な。ということからすると、農業用地として早うに用地確保を、高知県のお日さまの当たるところは、先々に押さえて、太陽光パネルの設置ばかりに走らずに、県民が県外へ流出せん、被災後に、津波の後に出ていかんように、早いこと一般対策になるように、あるいは県が傾斜的に支援をするようにして、農業のBCPとして、高台移転にするべきで、高軒高できちっとシステム入れるとすれば、ある程度、四、五ヘクタールぐらいまとまって団地経営していかないかんと思うき、5反じゃ3反じゃいう話にはならんと思うんで。僕は1つそこを心配するので、用地の確保についてもロングスパンの目で物を見てもらいたいと思ひよりもすけど、農業として。どうでしょうかね。そういう視点は。

◎美島環境農業推進課長 この窪川、標高大体200メートル、四万十町ですね。200メートルぐらいありまして、あそこで今実証をやっていこうというのも、1つちょっと中山間地も視野に入れた部分があります。そういうこともありまして、土地とかの確保ができましたら、またこういったところの展開も図っていきたくて考えております。

◎森田委員 窪川の話はわかちゅうけんども、県内の遊休地、安芸の高台に行くと7ヘクタールと4ヘクタールに太陽光パネルをどんどん並べてたけど、県もそれを応援しゆう。農業やないけど、環境のほうでお金も入れよるけど、あれは一義的にしか事業効果出ん。県内で農業し続けるためのBCP、次の時代の用地として、何かのルールづくりというんか、政策的に土地を押さえるとか開発するとか、高台農業、山間地農業とは違う30メートルぐらいのところとでどんどん、あるいは安芸やったらあそこ400メートルやったかな、高台で。とにかく完結型できれいに養液栽培でできるし、お日さまさえとってたらええがです。そういう意味で、まとまった一団の土地を、押さえるべきやと思うけど、部長どうですか。

◎杉本農業振興部長 浸水区域ではないところで、大規模な用地でこのような先進的な団地をつくりたい。つまり、四万十町の次、どんなどこがあるかというところが大事やと思います。それで、場合によっては、別に4.何ヘクじゃなくって、あそこも1事業者1.何ヘクなんで、浸水しないところに、次世代型の先進的な技術を入れたり、ハウス群をつくりたい。今回につきましても、四万十町のほかにも幾つか候補地がありました。ただ私有地ということもありまして、そしたらちょっと規模が大きかったんで。今も候補地とし

てあるのは、比較的土地区画が1回入っちゃうところがあります。ところが、そこにはAさん、Bさん、Cさん、Dさん、Zさんまでいらっしゃる。しかも、それを今、作業受委託でどっかの方がやっていたら、ちょっと土地の権利状態を変えないかん。それに時間がかかったんで、窪川の四万十町が一番有力になったんですが、そういうところはほかにもあると思いますので、場合によったら、高軒高でなくても、低コスト耐候性ハウスのような、比較的小さなもので、そこでCO₂であったり、環境制御機械を入れていけば、これは県内にほかにも候補地ありますし、やってみたいということも出てくると思います。しかもそれが、浸水地域じゃないところ。そういうところは、当然ながら、我々も今の国の制度を一般の事業としてやってもらいたいですし、今回は、非常に投資が高いんで、国が2分の1に対して県が6分の1を継ぎ足して、都合3分の2の補助をつくりました。こういうものについても、国の補助金をもっと手厚くできないか、今後提言もしていきたいし、我々も次の矢をどうやって打っていくのか。これは考えていきたいと思っています。

◎森田委員 高知県は施設園芸の先進地というか、国内的にも施設園芸で飯を食いゆう園芸産地が新施設園芸という新しいシステムへ動こうとしゆうときに、これに乗りおくれんように、オランダとの接点なんかも非常に早かったし、高知県の取り組みはそういう意味で、施設園芸のトップランナーをいきゆうわけで、これが一般対策に移行していくようなことを踏まえて、次の高知県の農業のあるべき姿が、これやないかなと思ってるんで、それへあわせて、津波からの農業の存続、それから人口対策、県外への流出対策も含めて、こここのところをしっかりと高知県の次の時代を見据えて、農業はやるべきやと思いますんで、ひとつ汗かいてください、こここのところで。

◎溝渕委員 次世代のハウスです。本当に成功してほしい。それがまた、県下へ広がってほしいという思いは本当に一緒ですが、そんな中で、具体的に窪川でやることになって、3つの事業者ですか、出てきてるという話もありましたが、本会議でも。そんな中で、4.7ヘクタールという話も出てきておりますが、実際あの地域で、次世代ハウス、それから担い手の関係の施設なりハウスなり、いろんなものを建てて、今の県有地の中でそれだけのことがある程度できるような形で今動いてるんですか。

◎美島環境農業推進課長 今、3事業者が手を上げてくれまして、そこでやるということで、県としては、そこに対する、先ほど部長が申しましたハード面の支援、それからソフト面では、当然隣接地に担い手育成センター、ここが新園芸システムと環境制御技術なんかを実証展示する施設ですけど、ここでの職員との連携の中で指導もできますし、それから大学、試験場、農業振興センター、あと民間の資機材メーカーであるとか、そういう方と協議会をつくりまして、そこを支援していくという体制をとりたいと思いますし、また技術コンサルタントなんかも入れて万全の支援策をとっていきたいと。当然、また販売も

ありますんで、流通関係者なんかも協議会の中に入れて、支援体制をソフト面ではとっていきたいと考えております。

◎溝渕委員 具体的に、あそこの全体の面積です、県有地の面積。その中で、そういう形がどれぐらいできるのかということと、それから、実際に新しい事業者との関係です、県有地の。それは貸借でやるわけですか。その辺なんか、どんな。きっちりと詰めていってま

すか。
◎美島環境農業推進課長 土地は、これも県の支援になりますけども、県と国のほうの予算を使いまして、土地の整備、それから水管理については県のほうで整備します。その土地を賃貸することによりまして、事業者の方がそれぞれのところへ補助をいただいてハウス、それから集出荷を、あと環境制御装置なんかを入れていくという形をとることにして

おります。
◎溝渕委員 私たち自民党も、先般、宮城へ行ってきました。津波で流れたところに次世代ハウスを建てている。オランダ型のハウスと、それからあとA、B、C棟と、1.2ヘクタールずつやっていますが、津波のこともあって、かさ上げもしたからだと思いますが、補助が75%ぐらいでやりました。そんな中で、いろいろ話をしていますと、誰が責任を持ってやっていくのか、実際そこは津波で流された農家の方中心になってるような話もしました、あの場合。今回の場合も、そういう農業者のかかわり、事業者、土木などいろんな形のものもあろうかと思いますが、実際に具体的に進めようとしているのは、農業者なんかの関係はどんな形になっていっているんですか、今。

◎美島環境農業推進課長 まだ計画の段階ではございますけれども、農業法人の方が1社と、あとは異業種からの参入、以前から農業に参入しておられる方ですけど、この方なんか2社入っていただけるようになります。

あと今、測量を今年度の予算でやっておるところですので、それが終わり次第、今のところ大体1.4ヘクタールないし1.5ヘクタールを3棟という計算でいってま

すけれども、具体的なハウス面積等が出てこようかと思

います。7月下旬、8月ぐらいから具体的には施設の実施設計に入る予定になっております。
◎溝渕委員 本当に期待していますので、やはり誰、どういうグループで責任を持ってやっていくのか。それから、県の土地はハウスも建てて長期にやるわけですので、貸借でどう

いう形にするのか。いろんな個々の問題が順に出てくると思いますので、本当に失敗しないよう、成功してもらわないと後へ広がり

る。その上に、今回は担い手育成センターと、この次世代の施設園芸団地が入ります。敷地はまだまだ余裕があるような状況にあります。

それでは、県が基盤整備をやって、その土地は損料、いわゆる賃貸で事業者に貸します。その上の権利状況がどうなるかというたら、今のところ、2社はみずから建てて、自分のものでそこの中を経営していく。そして、あと一社は、これ四万十町のことですが、四万十町が建てて、経営する方はまた別になるかもしれません。これまだ検討中でございます。そういうこともありますので、今、溝渕委員がおっしゃったことにお答えしたかどうか分かりませんが、そんなことをやってまいりますので、しかもそのときは損料につきましては、減免なり、免除なのかとかいう議論は、今後まだ詰めていかないかん課題として残ってまいります。

◎田村委員 今、国ほうで、福祉分野で農業、園芸活動を通じて高齢者とか障害者の人が、リハビリになって、それがプラスにつながるということで、福祉農園の利用者を国の予算では1万人にふやすという、30年度までに、そういう形で、この福祉農園という取り組みがあるんですが、国の来年度予算ですけど、それを受けての県の対応というか、それに留意されてるかどうか、ちょっとそこお聞きしたいと思います。

◎杉本農業振興部長 授産的なものにつきましては、若干、福祉分野になろうかと思いません。そこで生産して販売をされて、生きがいと同時に施設の運営費にも回されるというのが、県内にも既にあります。そこは若干福祉分野のほうで主にやられています。ただし、当然、農業ですから、側面的には応援はさせていただいているところです。ただ、うちの単独でそういう事業があるかというたら、ちょっと今のところ予算的にはありません。

◎田村委員 全般的に、農業を中心にした暮らしを広めていくということで、その中に非常に効果があるということで、国のほうもかなり、担い手ではないかもわからんけれども、やっぱり重要な社会を支える位置づけということでやっておりますので、特に四万十町のほうやったら、敏感にひとつ反応していただきたいと思っております。

◎杉本農業振興部長 我々も販売農家、それから今移住を進めております、いわゆる生きがい農家も対象にして、多様な担い手が農業、農村地域で暮らしていけるような施策やっておりますので、こちらから積極的にということではなくて、反対にオファーいただければ、できることはサポートしてまいりたいと考えております。

◎田村委員 なおひとつ、十分に対応できていけるようによろしくお願いします。

◎川井委員 今、土佐町に農業学校ありますよね。あそこで、ことし入ってる者と話しますと、この方は、国際線へ9年間乗ってた、いわゆるキャビンアテンダント。現在農業を学んでいるという方なんですけど、この方が、土佐町の家で、朝起きて、外へ出ると空気がうまいと言う。我々田舎で暮らしてますと、景観であつたり溪谷、あるいは溪流、棚田、見なれてますし、空気も毎日吸ってますから、さほどおいしいと感じんわけなんです

よね。ところが都会から来た人にしますと、景観、棚田あるいは山であったり溪流であったり、それから空気、これが物すごくいいというんです。だから、県のほうも、新規就農者に対して、京阪神地区とかでいろんな説明会をしてる。その中ではやはり農業中心に説明してると思うんです。そういう場でも、景観であったり棚田であったり、溪流、山、そういうもろもろの、我々田舎にとって不利と思ってる材料を逆にアピールしてもらいたいんです。そうすることによって、我々が毎日見てる景観はさほどいいとは思わんけど、都会の人はやっぱりいいと思う。またもう一人、千葉からの若夫婦なんかも、景観がいいからということで、古民家を現在改良中ですけど、そこで宿泊施設、そして野菜を旦那がつくると。それを食材にして売り出すということでやってますけれども、こういう新規就農者に対する説明会の中でも、農業だけではなく、景観部分なんかもいろいろアピールしてもらいたいわけなんです。そうすることによって、県も移住促進に取り組んでますので、ただ商売で農業だけやるんでなしに、そんなことを含めたアピールの仕方はないもんですかね。

◎**笹岡農業振興部副部長（総括）** 都市部でやってる農業フェアとかってというのは、例えば産振部、観光とかもタイアップしながら、同時開催というようなこともやってますし、農業分野におきましては、当然ながら、多面的機能の保全であるとか、文化的な景観とか、そういった保全なんかも、例えば中山間の直接支払いなんかも活用しながらやっておりますんで、今、川井委員が言われたような観点も持って、都市部なんかでも、農業の就職の相談会、そういったところにも取り組んでいきたいと思えます。

◎**川井委員** 土佐町の伊勢川とかいう、奥の端の行き詰めのところで喫茶店を開いて、それがもう4年間潰れず、結構営業やってますし、それから平石という、それも全くの行き詰めのところなんかで、やはりそういうふうな施設をこしらえている。今の若い者はインターネット使いますので、集客というか、お客さんがもうとんでもないところから来ます。そういうふうなことで、結構工夫して営業もしますし、それから言うように、野菜も自分でつくったのを結構高い値段で売っても、お客さんが買うわけなんです。田舎では高齢化と過疎が物すごく進みますんで、そんな面に対しても、やっぱり県のほうからもどんどんアピールしてもらいたいわけなんですけどね。

◎**横山委員** 高知県の米づくりの将来を、非常に心配する思いの中でちょっと質問させていただきたいんですが、今回の859万1,000円で、産地ブランド米への支援のための振興の予算を組んでおるわけですが、今まで米というのは、それぞれの地域の気象条件とか、地形とか、もろもろの条件がある中で、米の特産品、ブランド米を育ててきた経過があると思うんですが、県として、支援していく中で、ブランド米が徐々にふえておるのは確かなんですが、その支援効果をどんな形で分析されているのか。

◎**美島環境農業推進課長** 本補助金を使って、本山町とか四万十町、それから土佐清水

市、南国市、そういうところで、それぞれブランド米をつくっております。そういう形で、今徐々にふえていっておるのが現状です。これから、今年度に、にこまるという品種、これは土佐天空の郷もこの品種が主流ですけれども、この品種が県の奨励品種になりましたので、この品種を使ったブランド米を、また一層進めていこうと考えております。

◎横山委員　そういう米づくりの農政も必要とは思いますが、全国との競争ですので、安心・安全とか、あるいはお米がおいしいと、そういう中で、高知県が、今みたいな形で米づくりを進めていたら、大変な危機に陥るんじゃないかと、そんなに感じておるんですが、今、ナツヒカリですかね。超早場米の。あれを県下的に栽培するという米づくりになってるわけですが、おいしい米が高知県の代表となるような、そういうおいしい米を農業試験場とかそのほかで新たにつくる。栽培する。そういう経過等はどうなってます。

◎美島環境農業推進課長　超極わせというのは南国そだちがあります。南国そだちとかナツヒカリ、コシヒカリ、こういったものを県下でリレー出荷していくようなことで、全農中心に、都会のいろんな量販店等とか米穀商の方に販売促進活動をやっておるというのが今のやり方でございます。

あと、米政策全般について言いますと、やはり大規模化できてコスト低減できるような方は、そういう形でも対応していかなければいけないし、小規模の方でも集落営農組織とか、組織でまとまって、そういったブランド米とかに取り組んでいって、ある一定の量を確保しながら販売戦略につなげていくという方向性で、米を何とか振興、維持していきたいと考えております。

◎横山委員　高知県の米づくりは将来的に消滅するんじゃないかと。田畑が狭いとか、圃場ができてないという状況で。そんな中で、全国的に通用するブランド米というのがあって、何とか米とか、新潟のササニシキとかいろいろあるわけですが、今ブランド米というのはたくさんあるけれども、高知県を代表するような特別な米の開発に今後取り組まんと、米づくりは全国におくれをとると、そんな思いを持ちますので、そこらあたりも、今後農政の中では、高知県の農家の皆さんというのは、ある程度米ですので、ぜひそこらあたり、いろいろと取り組みを進める中で、米づくりというのは、減反があったとしても、それからまた減反が廃止になったとしても成り立つような形でお願いしたいと、そんなに思います。

◎坂本（孝）委員　次世代の関係でお聞きしたいですけど、加速化支援で6億5,000万円とか、導入加速化で1億7,000万円とか、結構国、県の費用入れてやってるわけですけど、この費用というのは大体、補助金が出てるわけですけど、全体費用というのは、四万十町をケースにとると、3施設でいうと幾らぐらいですか。

◎美島環境農業推進課長　これも最終は実施設計ができてからじゃないと、また出ません

けれども、現在、国に申請しておる額でいうと、5社ぐらいのいろいろ見積もりとったり、そういう形で試算しているんですけれども、大体27億円ぐらいの予算です。その中の1億3,000万円ぐらいが土地基盤整備というのが現在の見込みです。

◎坂本（孝）委員 競争力、生産力つけるためには、企業は、お金を持ってるところが入ってくる可能性があるわけです。そういう企業参入の現状と、その農業分野へ企業が入ってくるものの考え方、ここら辺どんな感じで。

◎美島環境農業推進課長 国でも企業参入進めておりますし、県でも参入される方がおりましたら支援していくというスタンスです。異業種の方の農地取得がかなり緩和されましたので、そういう形でやっていくと。それからあと、技術的なものにつきましては、農業技術センター、農業振興センター、そういうところを含めまして、バックアップ体制とれますので、今までもそうです。これからもそういうことをやっていきたいと考えています。

◎坂本（孝）委員 この次世代園芸をやる土地の取得について、今回たまたま県の土地があったわけですけど、これを県下的に普及させていくということになると、例えば南国市なんか、農振地域のべったりかかったようなところで、なかなか高軒高ハウスということになると規制があるということも聞きますが、農振地域で高軒高のハウスを設置する場合の何か基準のようなものがありますか。これ以下ならいいとかいうようなものが。

◎美島環境農業推進課長 下をコンクリートで固めん限りは、通常の建築基準法とかにはかからないということで、農業施設ということで建設できると聞いております。

◎坂本（孝）委員 それで、あともう一点、有機農業の関係で、農業生産物の特色を持たせる。これ外国でいっぱい化学肥料や農薬を使ったりした野菜や米が入ってくる可能性もあるわけですけど、そういう中で、一つの競争力というのは有機農業であると思うわけです。ことしの補助の状況見ると、470万円ぐらい、これ非常に有機農業振興という意味からいうと、非常に少ないような感じがします。この有機農業への生産とか販売とか、それから後継者対策、これについてはどのように行われているのでしょうか。

◎美島環境農業推進課長 今、土佐町にあります有機のがっこう、こちらが新規就農者、後継者対策の拠点になっております。県としては、そちらのほうへ補助、支援をするという形をとっております。

これまで、あそこから県内へ就農した方は42人ぐらいいます。

あと、今後の支援ですけれども、そこの卒業生も大分ふえてきましたし、県内でも有機農業で販売ルートを持って活躍しておられる方おられます。そういうネットワークを、今高知県有機農業研究会という組織つくって、そことの連携で、1つは各地区に販売ルート持っておられる方がおります。そういう方と、後継者なり、周りの販売力のない農家が一緒に出荷するという形で、実際に、香美市の小田々さんとか、四万十市の方、いわゆるル

ートをしっかり持った有機農家の方を周りの者が取り込んでやっているような形が出てきました。そういった取り組みを支援しながらやっていきたいと、販売の面で。当然、技術の面でも、そういった方々の技術を研修してもらうような、1つのグループ中の小グループをつくっていきながら、取り組んでいこうかと今考えておるところです。

◎坂本（孝）委員 有機農業は、今まで市町村もそうですけど、振興計画をそれぞれつくってますよね。県もあるし、市町村にもあるわけですけど、有機農業というのは、除草作業がなかなか大変ということもあって、広がりがない。県内でも売れない。それから、さっき言ったように、ネットワークを使った販売も大事ですけど、販売面に県がもうちょっと力を注いで、有機農産物の販売システムのようなところまで県が支援していく必要があると思いますけど、この点どう思います。

◎美島環境農業推進課長 今、産地・流通支援課でやってますけど、こだわりニッチの、こだわった農産物の生産者と消費者をマッチングさせるような場を考えております。そういう中で、有機農業の生産者の方ともお話ししますが、非常によかったと。例えば、東京とか大阪で買い手が見つかったというような話聞きますんで、そういったことを一つは力入れていきたいと考えております。

それからあと、地元の直販店であるとか、顔の見える形での販売というのも、有機農業の方は非常に興味持たれてますんで、そういったところも、これから取り組んでいきたいと考えております。

◎吉良委員 第40号の条例議案ですけども、農業大学は授業料という形で明記されてると思うんですけども、この研修料の額ですよ。1日480円ですけども、授業料と比べて、どのような研修料設定になっているのかちょっと説明願えますか。

◎美島環境農業推進課長 農業大学校の授業料なんかは、日割りにして大体480円程度ということで、これまでも研修事業の中では、1日480円ということできちんと決めてやっておりまして、その額をずっと継承しておることになっております。

◎吉良委員 農業大学、センターも県立なんですけれども、消費税を今までも課してましたか、授業料に。

◎美島環境農業推進課長 今後、消費税を課していくと。今までは課してなかったです。今、農業大学校は専修学校という位置づけもございます。文科省のほうの。その中で消費税を課さなくてよいということですので、今までは課してなかったと。今度、それから外れますんで、消費税を課すということになります。

◎吉良委員 県とか行政は納税義務はないんですね。だから、課す必要なかったんです。これも、県立農業担い手育成センターですよ。そうすると、課税義務はあるんだけど、納税義務はないわけですから、消費税をこれに加えてということになると、従前の流れからいうと、利用者に対して取らなくてもいい税を課して取るということになると思う

んです。1日480円、相当これ長期間やると負担になりますので、やはり多くの担い手を育てるという面からいうと、県としては、従前どおりこの消費税については課す必要がないんじゃないかと。この3条ですね。考え直す必要があるんじゃないかと思うんですけれどもどうですか。

◎美島環境農業推進課長 今の件は、ちょっと勉強させていただきたいと思います。また、御説明にお伺いしたいと思いますので、ちょっと今の段階で、これを課す課さないという説明は、ちょっと今ようしませんので、また勉強させてください。

◎吉良委員 これ多分、全部のことにかかわってくるかな。なお、ちょっと御検討ください。ぜひ、従前どおり、これから農業を学んでいこうという者に対して、課税しなくてもいいものを課税するなんてことがないように、御検討よろしく願いしておきます。

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈産地・流通支援課〉

◎三石委員長 次に、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎西本産地・流通支援課長 産地・流通支援課でございます。よろしく願いいたします。

26年度の一般会計当初予算概要について御説明いたします。

資料No.2、当初予算議案説明書の342ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入は、本年度1億149万2,000円でございます。国庫補助金過年度収入等での諸収入でございます。

国庫補助金につきましては後ほど御説明いたします。

次のページ343ページをごらんください。

歳出でございます。

総額は9億4,551万8,000円です。前年比で13.6%、1億1,305万5,000円の増です。

主な理由としましては、南海トラフ巨大地震対策としまして、農業用燃料タンク対策に取り組む事業を新設したことなどによるものでございます。

7目の産地・流通支援費のうち、説明欄の主なものについて御説明いたします。

2園芸戦略推進事業費は、園芸農業を振興していくために、県下共通の課題について協議をいたします県園芸戦略推進会議を運営いたしまして、まとまりのある産地づくりなどに向けて取り組みを進めるものでございます。

3の施設園芸産地確立事業費は、園芸振興のハード面の支援策としまして、園芸産地の維持・強化を図るための事業でございます。まず、レンタルハウス整備事業費補助金は、新規就農者や規模拡大、施設の高度化により経営発展を目指す農業者が利用するレンタルハウスの整備に対して補助するものでございます。

次の園芸用ハウス活用促進事業費補助金は、新規就農者や意欲ある生産者が第三者の既存のハウスを利用して就農する場合、また規模拡大をする場合に、その既存ハウスの改良費に対して補助をするものでございます。予算には、昨年12月に発生しました香南市を中心に大きな被害をもたらしました突風被害に対応するため、新たに災害復旧部門を設けまして、必要な経費についても計上しているところでございます。

次の燃料タンク対策事業費補助金は、26年度からの新規事業でございます。南海トラフ巨大地震による揺れや津波によって農業用の燃料タンクから重油が流出することをできるだけ防ぐために、ヒートポンプなどの重油代替暖房機の導入、また既存のタンクを流出防止装置つきタンクに置きかえる取り組みに対して補助するものでございます。

続きまして、4まとまりのある園芸産地総合対策事業費について御説明いたします。

344ページをお開きください。

ゆず振興対策協議会負担金は、中山間地域の基幹品目でありますユズの振興対策として、ユズ果汁などの販売促進活動を通じて需要を拡大し、圏域でのまとまりを強化するため活動を行う高知県ゆず振興対策協議会に対する負担金です。

特産果樹販売促進事業費補助金は、特産果樹である土佐ブントンの販売促進、消費拡大を目的とした圏域の土佐文旦振興対策協議会に対して、販売促進活動に必要な経費に対して補助をするものでございます。

中山間地域集出荷支援事業費補助金は、中山間地域において、農家の庭先や集荷の拠点地への仕組みを強化するとともに、集荷量の増大につながる農産物の生産振興に対して補助するものでございます。

また、事務費3,226万9,000円は、篤農家の方を中心に、生産者が互いに生産技術などを情報共有する、学び教え合う場、この仕組みを活用しまして、先進的かつ高度な栽培技術の普及などを支援するための経費でございます。学び教え合う場の仕組みづくりに要する報償費などの経費、またこうち新施設園芸システムにおける生産現場での環境制御技術の早期技術確立に向けた立証化のための炭酸ガス制御装置などの実証機器、あるいは環境測定器などの導入経費が含まれてございます。

5の競争力強化生産総合対策事業費の競争力強化生産総合対策事業費補助金は、園芸産地の競争力を強化するため、国の強い農業づくり交付金を活用しまして、流通加工施設の整備に対して補助するものでございます。

6の野菜価格安定対策事業費につきましては、野菜生産者の経営安定と消費地への野菜の安定供給を確保するため、計画的に生産出荷される対象野菜の市場価格が著しく下落した場合に、国が定める一定の基準に沿って交付をいたします価格差補給金の資金造成に要する経費でございます。本事業では、国、県、生産者がそれぞれの資金造成に必要な負担を行います、この事業費では県の負担分を予算計上しております。

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金、これは、冬春ピーマン、夏秋ピーマン、冬春トマトの資金造成に要する県の補助金でございます。

続きまして、7の新需要開拓マーケティング事業費の高知の花等展示商談会開催委託料は、2つの展示商談会の開催を目的に委託する内容となっております。

まず1つ目は、本年1月27日に東京で開催いたしました高知の花等展示商談会を次年度も開催するための委託料でございます。本年度は、県内21事業者が参加をしまして、盛況な商談会となりました。次年度は、より効果的な展示商談会を行い、販売拡大につなげていきたいと考えております。

2つ目は、高知のこだわり青果市展示商談会です。先ほどございましたが、有機野菜やブantan、ショウガなど、こだわりのある野菜、果物と飲食店などとのマッチングを行うということで、販路開拓や販売拡大につなげるための委託料でございます。25年度は10月9日に東京におきまして、出展者20社、バイヤーなどが55社集まりまして、成約件数が現在のところ18件でございます。また、1月30日には、大阪におきまして、出展者25社、バイヤー等が160社集まっていたいただきまして、現在、成約件数が15件という内容でございます。26年度は、関東、関西に加え、この高知でも開催を予定しているところでございます。

このこだわり青果市で出展者の営業商談力の向上を図るアドバイスなどを野菜ソムリエに委託するものが、次の青果物ブラッシュアップ委託料でございます。

次のページをお願いいたします。345ページです。

新需要開拓マーケティング協議会負担金です。卸売市場から先の流通販売戦略を農業団体と共有、実践するために、園芸連、農協中央会と県で構成をいたします新需要開拓マーケティング協議会に対する負担金でございます。26年度からは、園芸こうち販売促進事業執行委員会負担金を見直し、統合しまして、卸売市場の方々とも協調しながら、量販店や中食、外食といった実需者への販売強化や、新たな荷姿による取引提案といった新たな事業展開に取り組む予定でございます。

3つ下の見本市参加負担金は、大規模見本市、スーパーマーケット・トレードショーへの出展小間料に対する負担金です。来場者の意見も反映しまして、26年度から新たに県外販路の拡大に向けた支援を行うこととしています。

次に、農産物輸出促進事業費補助金です。輸出に関する国内外の情報収集を行いますとともに、生産者組織等が行う海外での展示会、商談会への出展やテスト輸出などに対して補助をするものです。

その下の事務費につきましては、東京、大阪にございます園芸分室職員4名、これに係る事務所の借り上げ費等の経費、またこだわり青果市に係る経費、あるいは花のPRに係りますアドバイザーに係る経費、あるいは商談会等などがございます。

以上で26年度の一般会計当初予算案についての説明は終わらせていただきます。

続きまして、2月補正予算案について御説明いたします。

資料No.4、補正議案の予算説明書の165ページをお願いいたします。

歳入につきましては、事業の増減に伴い生じたものでございますので、詳細は歳出のほうで御説明いたします。

166ページをごらんください。

歳出8目産地・流通支援費でございます。

右側説明欄の1市町村派遣職員費負担金の増額675万4,000円は、中土佐町から派遣された職員1名分の給与等に係る負担金です。

2の施設園芸産地確立事業費の園芸用ハウス、流動化促進事業費補助金の減額399万9,000円は、入札による補助金額の減などによって、実績額が当初計画額を下回ったことによるものでございます。

3のまとまりのある園芸産地総合対策事業費のうち、中山間地域集出荷支援事業費補助金の減額131万2,000円は、事業計画の見直しなどによりまして、補助金が不用になったことによるものでございます。

また、事務費の101万3,000円の減額は、こうち新施設園芸システムにおきまして、生産現場に導入しました実証機器の国費にかかわる交付決定額が減額になったものなどがございます。

4の競争力強化生産総合対策事業費の競争力強化生産総合対策事業費補助金の増額5,661万5,000円は、既計上予算額の事業の入札による減額と、国の補正予算を活用しました平成26年度事業の前倒し執行、この増額との差額でございます。

5の野菜価格安定対策事業費の減額774万6,000円は、価格差補給金の交付実績が当初の見積額を下回ったことなどにより減額補正するものでございます。

次のページをお願いします。

6の園芸農産物販売促進事業費の農産物輸出促進事業費補助金の減額417万1,000円は、予定していました事業者の申請が取りやめになったことなどによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

繰越明許費の8目産地・流通支援費でございます。

施設園芸産地確立事業費は、12月に香南市を中心に発生しました突風で倒壊したハウスの早期再建を行うために、レンタルハウス整備事業費補助金などの一部を26年度に繰り越すものです。

また、競争力強化生産総合対策事業費は、国の補正予算に対応して、26年度に予定をしていました事業の一部を前倒し執行するものでございます。

産地・流通支援課の説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 待ちに待った流通支援課ですけど、前へ産地がついちゅうき、これずっと見てみたら、産地支援のお金がどっさりあって、全体の百数十億円の中で、産地・流通で9億4,000万円、その中の産地支援がいっぱいあって、レンタルハウスが3.9億円、燃油対策が1.1億円、競争力、生産強化対策が1億円とか、でかい金がついちゅうけど、中身ずっと見て、やっぱり新需要開拓マーケティング、これ園芸連なんかと一緒にあって、高知県生産品のうまさをアピールする新規消費者開拓をします。例えば6,800万円。その上に500万円とかなんとかちよびちよびあるけど、やっぱり高知県のもうちょっと流通、販売、JAと一緒にあって、もっと力を入れんと、今の、基盤対策だとか後継者対策だとかいう生産対策はこじゃんとやるけど、生産はやっぱり前向いて売れてこそ自動的に支援補助入れんでもどんどんついてくる。やっぱり商品は物が前向いて消化されてこそやき、もっと県としてできるところには手を入れていく。昔、北海道から九州まで丸高販売方式があったりした。高知県の施設園芸を知ってもらおう。そこが前へ出て県庁が直接売っていったきこそ、どんどんメジャーになって、高知県商品が売れてきた。けども、本当園芸連に頼む、頼る。ちよびっと事業費をつけてやりゆうけど、高知の生鮮品のよさのPRに、もっと力入れてもらいたい。何十倍も、そんなに思いますけど、どうなんですか。一向にほんの対前年度比で、新機軸がちよびっと入るぐらいで。はかばかしゅうないと思うけど。

◎西本産地・流通支援課長 ある意味、生産対策というのは、販売をしていく品物の取引を大きくしていくという一つの大きなメリットがあるわけです。また、高知県が取り組んできた環境保全型農業初め、青果、生鮮作物は高い評価があるわけですので、これは一定維持をしながら、量もふやしていくということが、大きな課題と考えてます。

森田委員からお話がありましたように、販売に対する支援というのは、大変切りのないものでもあります。ただ、農産物、それから加工品を含め、食べる物というのは大変世の中にあふれてきた時代でもあります。そうした中で、産地また消費地では多様なニーズもありますので、少ない予算ではありますが、こだわり青果市のような新たな流通チャネルの支援も行政として始めたところです。また一方で、園芸連を中心とする流通におきましても、約10万トンの流通量がありますけど、それに加えて、新たに今まで主要流通に乗っていなかったものも、外商に向けて仕組んでいこうと今回の産業振興計画の中で改定のポイントとして上げているところです。いずれ県内の産地そのもの、これが現在は残念ながら多少縮小傾向にありますので、そこにてこ入れをしながら、より効率的に、高知県農産物の価値を伝えていく。販売方法については、まだ発展途上ではありますが、農業団体とも一緒に力を入れて取り組んでいくということです。

◎森田委員 どっちが先かいうたら、ええ種類もつukらないかん。環境型野菜もつukらな

いかん。だけど、いっぱいアイテムあって、それが売りになって売れていくけど、マイナーというか、こだわりニッチじゃなしに、大きな大ロットを前向いてはいていく。後のすき間も一生懸命やったらええけど、もっと販促に力を入れて、フィフティー・フィフティーとは言わんけど、売ることによって生産がついてくるき、後ろ向いて、生産現場ばかり見よったちいかんと前から言うてる。もうちょっと売らんといかんと。例えば、とさ千里は、細々と嶺北がやりゆうけど、周辺に団地がいっぱいあって、あるいは車で来れる範囲の人が、高知県野菜って追いかけてきゆうけど、嶺北の野菜がちょっとある程度で、もっと高知県野菜がいっぱい種類も量もあって、宣伝と相乗効果で、あそこでも高知県野菜がメジャーになっていったら、大阪近辺の何万人、何十万人に売れていく。あんなところも、支援なしに細々とやりゆうわけよ。高知県野菜って貧弱な、こんな程度のもんしかできんかみたいなの、悪いけど、そんなような野菜しか余り届いてないわけよ。個人でつくりゆう、農協に大きなロットでいくような野菜はないわけよ。畑でつくって集めて持って行って、高知県のぴかぴかのやつが余りないわけよ。品ぞろえも余りないがよ。高知県のアンテナショップとしての位置づけもあるし、高知県野菜ってこれやっていうアンテナになっちゆうわけやき、もっとそれに、とさ千里に限らず、大阪商圏は2,000万人ばあおるわけやき、販売拡大のための新規消費者開拓の方法は幾らでもあると思うんで、とにかく売る努力をしちゃってもろうたら、後方とは言わんけど、生産現場ばかり向かずに前へ荷を売り抜けていく手伝いを行政が本気でやってもらいたいと思いますかね。

◎西本産地・流通支援課長 新需要開拓マーケティング事業の中で取り組んでいる内容をちょっと御説明いたしますと、パートナーシップ量販店というものを設けております。これは、関西ですと阪急百貨店、関東では東急、セイミヤ、富士シティオとか、そういった量販店とパートナーシップを組んでます。そこで、高知県野菜の常設コーナーを設けていただいたり、毎週の定期的なフェアをやっていただいたり、そういった取り組みが、ある意味アンテナショップの機能を果たしてまして、そこに産地の生産者が出向いて、直接消費者に、高知県の我々がつくったこだわりはこうなってますよ。あるいは、こういったレシピがありますよと。実際に食べていただきながら、市場、消費地、消費者からの反応も聞いて持って帰って、また新たな品目の提案もし、生産振興に努めていく、そういった取り組みもしてます。そうしたパートナーシップ店をこの新需要開拓マーケティング事業の中で取り組んで、今年度も新たに、宮城県の仙台にいたがきというパートナーシップ店も広げていくことになりました。また、次年度は中京地区とか、それから宮城はみやぎ生協もちょっと考えているとこですけど、そういった効果的な販売、先ほどお話ししましたけど、ぴかぴかのものの価値を伝えていく販売、こういった拠点づくりを、この事業の中ではやっています。

またあわせて、お話ありましたけど、JA系の直販所、そこで取り扱ってるものを園芸

連が取り扱って、大阪でしたらライフという会社がありますが、そこに期間はちょっと限られましたけど、一定量ずつと直販の品物を出していくと。その動きが26年度はまた取り扱う直販所の数もふえてくるとか、いろいろ取り組みはやってますので、いただいた御意見は、どういったやり方がより効果的かといった部分も含めて、農業団体なりとまた協議をしながら、必要な予算も考えていきたいと思えます。

◎森田委員 そうやって、生産者が直接いいところ、よさを売る、口で直販をしていく。農協も一緒になっていく。そんなときに販促事業費で交通費、あるいは物の運送費とか、そんなものをセットにして、すき間になっちゅう中京地区なんか2,000万人くらいおって、高知県の名古屋事務所もある。高知県野菜は定評はあるから、目の前に鮮度のいいやつを見せて、レシピ云々言うよりも、素材のよさで売れるものやき、まだまだ。ぜひともそういう取り組みをしてもらいたい。何で動きにくいかいうたら、足代がない。何億円も何十億円も生産現場へ使いゆうがを、販売のほうに何千万円も何億円も使うて、ぜひとも農協と一緒に、農協へ販促事業費を入れて、農協が農家と一緒に足代にして、再々行って、県民総がかりで外へ売りに行く。何千万円か何億円か、何十億円でもええわ。農業振興部の予算130億円のうち1割ばあは前向いて、13億円ぐらい本気で売ると。残り9割を生産現場へ向けてもええけんど、余りにもこの6千数百万円やき、130億円言うたら0.5%ですよ。人件費も入っちゅうき、ようわからんけんど、一、二%では、やっぱりいかんろうと。売りに本気でかかる。残りの部分でいい品物をつくる。売る努力を本気で、大いにもっと売ってほしいと。売ることに企画、アイデアを凝らしてほしいと思えます。何で、直接農家だとか農協の人が行きにくいのか。足代でもあったら、補助金でもあれば再々行く。あるいは、店借りてくれるようなお金もこれから支弁できるんやったら、それ使うて行きたいねとか、そんなふうにとんとん、あなたたちの口でええように売ってこいと。販路の拡大をやっぱりしてほしいと思えます。

◎西本産地・流通支援課長 花の展示商談会を今年度初めてやりました。大変花の関係につきましては、今まで支援が薄かった部分もあったと反省してるところですけど、大変皆さん、産地では元気づけになって喜んでいただきました。まだまだ十分でなかったところはあるだろうと思えます。ただ、そういったいろいろステップを踏みながら、我々も3,400万円例えば新事業で組んでますけど、全体事業費でいくと5,600万円、それに加えて、園芸連はまた別に販促の予算もいろいろ持ってます。そういうものも有機的に使いながら、今お話ししたように、新たな企画については知恵を凝らしながらやっていきたいと考えてます。

◎森田委員 この間の花の直接生産者販売もやってくれて、日本そのものが花卉を栽培やるかという方向に向いちゅうし、高知の花、ユリ含めて、大いに自信の持てる商品がいっぱいある。直接販売に行くのも農家は、日ごろから貯金してきた自分のお金で行きゆう

わけね。農家がそんなにまでして自分のお金で売りに行きゆう。この間の東京なんか自腹で行きゆうわけです。積み立てたお金をおろして。そんなこと含めて言うと、いろんな制度支援で何千万円、何億円っていっぱい入りゆう。そのうちの何がしでも、売るほうにどんどん振り向けて、花でも野菜でも高知県の得意な部分を前へ売るほうに、やっぱり予算配分を今後はしていくべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

◎溝渕委員 重油のタンクの件です。11日、はや3年ということ、また東北のこと思い出すが、そんな中で、今浸水地域になるのが4,426基とが言われてますが、実際にこれ1億4,000万円幾らかの予算をつけてますが、所有者は農協がほとんどじゃないかと思うんですが、農協の所有の部分と個人の分もやっぱりあるんですか。その辺なんかは、実際に農家なんか直にどれくらい見るようになるかと心配してますので、その仕分けは農協がほとんどですか。それはどんなになってます。

◎西本産地・流通支援課長 数字ははっきり覚えてませんが、過半は農協所有のもので。個人所有のものも一部ございます。今回、次年度から新たに対策を進めていこうという場合の整理としまして、まず農業団体が中心になって動いていただく部分からまず進めながら、約10年を一つめどにしてますので、それを支援しながら、いわゆる個人所有のもの、それからタンク、ハウスそのものの底地が複数の権利者がおいでるような事例も聞いておりますので、いろいろまだこれから対策を進めていく上で、整理すべき課題はあるだろうと考えております。

◎溝渕委員 そしたら、その4,400基、浸水地域にあるのを、10年ぐらいで徐々にやっていくというような、農協あたりとの話はしてるということなんですか。

◎西本産地・流通支援課長 農業団体にも諮っていただきまして、現状、浸水域に9,000何がしのうち4,000幾つあります、市町村ごとに幾つ、農協ごとに幾つ、そういったお話をさせていただいています。データは共有しながら、その取り組みを進めてるわけですが、その中で、団体としては、10年を一つめどにして取り組みを進めていこうというお話をお聞きしてるところです。それから、9,000何がしのタンクのうち、JA所有が6,900基ということですから、7,000基、9分の7というようなことで、過半が農業団体の所有ということになると思います。

◎溝渕委員 実質農家の負担は、県と農協なんかとの協議の中で、どうなんですか。60万円とか実質50万円の補助とかということが聞こえますが、実際に、農家の負担はどんな形になっておるんですか。

◎西本産地・流通支援課長 現状、流出防止装置付きのタンク、これが大体70万円しますんで、その附帯のものを含めると100万円ぐらいになると考えてます。その中で、県から50万円の補助を考えています。市町村ではその4分の1、25万円相当の補助を考えてます。残りをどうするかということにつきましては、農協が、一定そこは一旦吸収をした

中で、こういった形でそれを整理していくかは、まだきれいに決まってません。

◎溝渕委員 それぞれ農協とも話しながら進めないかとももちろん思いますが、タンクそのものを交換するのは、まだやりやすいと思うんですけど、流出の防止とかで、それをコンクリでハウスを壊して広げるとかになってくると、なかなか農家側は対応が本当にしづらくなると思います。その辺、防止流出については、今、タンクのほうだけでいってるんですか。両方考えてるんですか。

◎西本産地・流通支援課長 今お話のあったのは、タンク、それから下の防油堤のところですね。防油堤を設置するスペースがない事例が多くあります。無理にハウスの一部撤去して防油堤を構えてタンクを置くということにはなかなかならないと思ってます。そういった意味で、10年間のスパンを持ちながら、より効果的な方法がないのか検討もしていきたいと思ってますし、それからタンクそのものを減していくということで、ヒートポンプでありますとか木質バイオマスボイラーといったものもあわせて導入を支援するようにしております。2分の1の補助ですが。こういったものを入れる際には防油堤は必要ないので、そういった選択肢も十分産地では吟味しながら取り組みを進めていっていただきたいと考えています。

◎溝渕委員 ヒートポンプとかバイオマスとかは問題ないと思いますけど、実際に重油タンクをどうするかについては、農家も相当負担しなければならないということになったり、ハウスを壊して防護壁をやるとかいうことになったら、なかなか前へ進まん。実際はこの計画どおりいかんということにもなろうと思いますので、その辺気をつけてやってほしいと思います。

◎西本産地・流通支援課長 本来、農業振興、園芸振興というのが我々の一番の仕事ですので、そういった園芸振興を損なわない形で、この地震対策の取り組みを進めていきたいと考えております。

◎横山委員 高知県、園芸王国と言われながら、今は非常に落ち込んでるんじゃないかと。この間、園芸大会に行ったときに、危機感を持った大会となりましたので、今後、行政としてどう支援ができるかなというような、そんな思いがあるのですが、今回、施設、レンタルハウスについて、昨年度よりは当初予算が少なくなってるわけですが、希望者に対してはある程度100%に近い期待に応えると、そう受け止めていいわけでしょうか。

◎西本産地・流通支援課長 9月、10月に市町村に次年度予算の要望ということで要望調査をかけます。そういったものの積み上げを反映して予算を組んでおります。ただ、今年度はその予算を編成する過程の中で、シーリングといったこともありましたので、厳しく中身を見せていただいて、市町村によっては、見込み的な数字もあったりしましたので、そういったところを精査をしながら、今回の予算をつくったら、前年度に比べて減ということになったということです。

◎**横山委員** レンタル事業というのは、何十年ももう経過したと思うわけですが、そんな中で、レンタル事業で農家の方々にハウスを提供することで、補助することで施設園芸が伸びてきたという経過もあるわけですが、今、年齢構成で、レンタルハウスを使用する農家の皆さん方の年齢構成は、高齢者がふえてると思いますが、その点はどうなってます。

◎**西本産地・流通支援課長** レンタルハウス事業を利用される方の年齢は、かなり若い方から中堅、それから50、60代までの方に幅広く分布をしております。それは、品目を見ましても、ニラといったような葉物から、ナス、キュウリ、花、いろいろ多岐にわたっておりますので、特に偏りがあるとかいうことは、それほどはないと思います。

◎**横山委員** 事業が古いですので、当初いろいろ使用した方々というのは、ハウスをまたやりかえるとか、中古のハウスを新しいのにやりかえるという計画を持った方もたくさんおるんじゃないかと思いますが、その中古のハウスをそろそろやりかえたいとかいうような希望ですか、そこらあたり、意識調査というのはどうなってます。

◎**西本産地・流通支援課長** 中古のハウスを改良してという事例については、自分の財産であるハウスを改良する場合には、もう自己責任の世界でお願いしているところですが、ただ説明をしました補助事業として新たに、新規就農される方が規模縮小される方、あるいは離農される方のあいたハウスを利用する場合の改良費であるとか、同じように規模拡大をしたい方が第三者のあきそうなハウスを借りて修繕するといったケースには、補助事業として組んで、その支援を2年前から始めているところです。

◎**横山委員** 一遍に質問しちよったらよかったけど、レンタルハウス事業を始めて、そのハウスを使い農業しながら、なかなか経営的に成り立たんと、そういう状況の中で、ハウスが使われないままに残っているというケースというのはどうなってます。

◎**西本産地・流通支援課長** 平成2年から、この前身の事業が始まって、過去には甘い経営計画でレンタルハウスを活用されて、経営が行き詰まったとか、あるいはレンタル料金の支払いが滞ったという事例はありました。そういったことから、平成15年ぐらいから5年間のかなり厳しい経営計画を立て、それを地域の農協、それから市町村、農振センターで審査をして、また県に上げて、その経営内容を見せていただいて、それで事業採択をするという仕組みに変えております。そういった仕組みをとって以降、経営的に行き詰まったとかいったことは現在のところありません。当然かかわった農業振興センター、農協などが技術的な面も含めてバックアップに入っているとこです。

◎**横山委員** 要望等になる思うのですが、高知県、園芸王国、施設園芸という形の中で、これから農業を確立していかないと、米に頼る部分というのは少ないと思います。全国に誇れる園芸王国として、以前そういう経験があるわけですので、ハウス等々の整備等につきましても、いろいろ条件厳しいことはいたし方ないと思いますが、農業者の利便性を確保する中で、施設園芸等々についても十分な活用ができる、予算措置等々についてお願い

できたらと思います。

◎森田委員 2月議会の開会日、知事の提案説明を思い出しました。機構改革の話でびびっと来たんです。生産から販売まで、高知県の林業、農業、漁業も、一連の流れとしてパッケージできちっと雇用の場につながる、あるいは付加価値がつく、雇用の吸収力がある、その意味でやっとなど。林業振興・環境部では、前は妙にわからん林業改革課というのと木材産業課という2つの課が、今度は木材増産推進課という名前のおり、もう一つは木材産業課、これは一緒やけど、木材関連産業をいろんな木材振興させると。もう一つできたのが、木材利用推進課。原木生産をやりよった部分から切り離して、例えばペレットボイラー加工なんかの木質バイオマス発電所に売り道つけていく、消費まで責任を持つと。増進課のつくりなさいというのと、いろいろな商品開発を産業としてやりなさいという利用推進課と、ちゃんと最後まで売り抜ける県としてシリーズでセットで責任を持つ体制、おっとやるねと、びびっとここで来たんで、農業、漁業製品にしてもそうやと思うんで、ぜひともこういうセットで、つくるばあつくりなさいと、売っちゃうきと。売り抜けることから若い人が就農もしていくし、いろんな工夫もできてくるし、基盤整備をして、つくりやすくなるきとかいうこともやらないかんけど、売ることにもっと力を入れて、この林業のようなセットパッケージを農業の部分でも責任を持ってもらいたいと思うんで、ひとつそこら辺よろしくお願いします。

◎三石委員長 ほかに。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

ちょっと休憩をしたいと思います。再開は3時5分ということにいたします。

(休憩 14時51分～15時6分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈地域農業推進課〉

◎石本地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

当課の平成26年度一般会計当初予算案の概要について御説明をさせていただきます。

資料②の当初予算の説明資料の346ページをお願いいたします。

歳入は、中山間地域等直接支払推進交付金、同直接支払交付金、農山漁村6次産業化対策推進交付金及び消費安全対策推進交付金の国庫補助金並びに緊急雇用創出臨時特例基金の繰り入れ及び諸収入でございます。詳細は歳出の中で説明させていただきます。

次に、歳出予算について御説明いたします。

347ページをごらんください。

当課として計上しております当初予算は、総額11億148万9,000円、25年度と比較をしますと2,751万1,000円の増となっております。

右の説明欄に沿って順に説明させていただきます。

2の中山間地域等直接支払事業費は、平成22年度から実施しております3期対策の5年目として実施をするもので、中山間地域において農業生産活動が継続して行われるよう集落協定等に交付金を支出し、耕作放棄地の発生防止や農業、農村が持つ国土保全などの多面的機能の確保を図るものでございます。

3の集落営農・拠点ビジネス支援事業費は、農業生産の共同活動に取り組む集落営農組織や園芸品目等の導入に取り組むこうち型集落営農組織の育成をソフト、ハードの両面から支援をすることによりまして、県内全域で集落営農を推進し、地域農業の維持、活性化や拠点ビジネスへの発展を図るものでございます。

このうちの集落営農・拠点ビジネス支援事業費補助金は、集落営農組織が実施をします農業機械施設等の整備に対して補助をするものでございます。平成26年度は、機械施設レンタルに関する補助を産地・流通支援課の所管の事業に、また基盤整備に対する補助を農業基盤課所管の事業にそれぞれ移管しましたことなどによりまして、25年度と比べまして1,143万7,000円の減となっております。

次に、348ページをお願いいたします。

4の土佐茶振興対策事業費は、本県の中山間地域の基幹的となる農作物であります土佐茶の生産振興を図るとともに、消費拡大等に取り組むものでございます。

このうち、土佐茶産地育成事業委託料は、主要なJAに専任の職員を配置し、土佐茶の収量、品種の向上に取り組むこととあわせまして、JAの営業販売体制を強化しまして、土佐茶の販路、消費拡大につなげていくこととしております。

その下の土佐茶の魅力情報配信事業委託料は、高知市にあります土佐茶カフェを活用しまして、引き続き民間事業者に委託をして、土佐茶のPRや商品開発などに取り組むものでございます。

その下の土佐茶販売対策協議会負担金は、土佐茶の生産振興を図るために、生産者と関係団体が一体となって、県も参画しまして、消費の拡大等に取り組むために設置されている同協議会の負担金でございます。

その下の土佐茶産地育成事業費補助金は、お茶の産地がみずから策定をいたしました産地計画に基づき活動を行う市町村に対して補助を行うとともに、良質な茶葉を生産する農家と契約栽培を行いまして、新たな商品の販売を目指す生産茶団体に対して補助を行うものでございます。

5の6次産業化推進事業費は、農業者の所得確保や地域活性化を図るため、農産物の加工など地域資源の付加価値化に意欲的に取り組む人材を発掘し、育成しますとともに、商

品開発や県内産地と加工企業のマッチングなど販路拡大等を支援するものです。

このうちの6次産業化支援業務委託料は、6次産業化の取り組みにつながる案件の発掘や6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定に際して、農業者等のサポートを行います6次産業化サポートセンターの運営を委託するものでございます。

その下の企業支援型地域雇用創造6次産業化推進事業委託料は、農業者が主体となり、本県の特産品や伝統作物の生産、これらを材料とした加工品の開発、製造、販路拡大を行う業務を委託するものでございます。

また、事務費には、食や環境などの地域資源を生かした農村地域の活性化に意欲的かつ挑戦的に取り組む生産者のグループを対象として、地域の6次産業化に取り組む人材を育成する農業創造セミナーに係る経費や地域に残された伝統作物の栽培体制を整える等に資します伝統作物活用実証事業に係る経費を計上しております。

6の地産地消推進事業費は、地産地消を推進するため、おいしい風土こうちサポーターを中心とした県民との協働の取り組みを初めとしまして、農産物直販所で販売される農産物の安全・安心を確保するとともに、販売の仕方に対するアドバイスや先進地視察などによる魅力的な店づくりを支援するものでございます。

あわせて、直販所を販売拠点とする地域の加工品づくりを支援するアドバイザーの派遣を継続して実施することとしております。

このうちの地産地消活動推進業務委託料は、本県産の食材を利用して地産地消に取り組む店舗を野菜で元気店PLUSとして登録しておりますけれども、こうした取り組みを積極的にアピールすることで地産地消の拡大を図るものでございます。

その下の農畜産物食育推進事業委託料は、県内の小学生を対象とした生産者等による出前授業を通じて、本県の畜産物の味を知り、人を知り、技術を知り、農業をより深く理解するジュニア博士を育てる事業について、これは公益財団法人の高知県学校給食会に委託をするものでございます。

その下の体験学習推進事業費補助金は、農業者等が生産現場に消費者を招き、農業や食にかかわる人々のさまざまな活動への理解を深めるため、農作業の体験等の機会を市町村が提供する取り組みに対して補助するものでございます。

次に、349ページをお願いします。

7の品質表示適正化推進事業費は、JAS法に基づく食品の品質表示の適正化を推進するため、製造業者等を対象とした表示制度の説明会の開催またモニタリング調査などを行うものです。またあわせまして、米穀等の流通に関して米トレーサビリティ法及び食糧法に基づき、食品事故への対応、表示の適正化、米穀の適正かつ円滑な流通の確保等を行うため、その監視業務及び普及啓発などを行う経費につきましても計上しております。

8の食料品等流通対策事業費は、県民生活に不可欠な生鮮食料品等の安定供給を図るた

め、卸売市場の公正な取引と健全な経営を確保するための検査指導などを行うものです。

以上が平成26年度一般会計当初予算案の概要でございます。

続きまして、平成25年度補正予算案について御説明いたします。

資料④補正予算の議案説明書の169ページをお願いいたします。

歳入は、中山間地域等直接支払推進交付金及び中山間地域等直接支払交付金の国庫補助金の減額と緊急雇用創出臨時特例基金繰り入れの減額でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

次の170ページをお願いいたします。

1の人件費の市町村派遣職員費負担金は、平成25年度に受け入れました佐川町からの派遣職員の人件費に係る負担金でございます。

2の中山間地域等直接支払事業費のうち中山間地域等直接支払推進交付金につきましては、交付先の市町村の事務費が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

その下の中山間地域等直接支払交付金につきましては、交付対象となる事業費が当初の見込み額を下回ったことによるものです。

その下の国庫支出金精算返納金は、交付要件を満たさなくなった際の市町村からの自主返納金が当初の見込みより少なかったことにより減額を行うものでございます。

3の集落営農・拠点ビジネス支援事業費の集落営農・拠点ビジネス支援事業費補助金の減額は、事業内容の精査による機械施設規模の見直し、また入札による事業費の減額、事業導入時期の延期などによりまして、補助事業費が当初の見込み額を下回ったことによるものです。

4の土佐茶振興対策事業費の重点分野雇用創造土佐茶産地育成事業委託料の減額は、事業主体、実施主体での雇用開始時期が年度当初からおくれたことにより、人件費の減によるものでございます。

これらを合わせまして、5,297万円の減額補正となっております。

当課の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈畜産振興課〉

◎三石委員長 次に、畜産振興課の説明を求めます。

◎長崎畜産振興課長 畜産振興課の提出議案について御説明いたします。

まず、26年度当初予算案から御説明いたします。

お手元の資料の資料No.2の議案説明書(当初予算)の350ページをお開きください。

352ページまでが歳入予算でございます。

まず、歳入予算の8使用料及び手数料につきましては、家畜保健衛生所で行っております家畜診療に係る手数料や家畜伝染病予防事業に係る家畜防疫手数料、家畜衛生対策事業、BSE対策事業への国庫負担金及び補助金、畜産試験場の生産物等の売り払いにより収入等でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

353ページをごらんください。

科目の欄の下の端、1畜産振興費につきましては、右端の説明欄に沿って御説明いたします。

まず、1人件費は、畜産振興課及び畜産試験場、家畜保健衛生所の職員87名の人件費でございます。

一番下の2家畜保健衛生事業費は、次の354ページに記載していますように、庁舎管理等委託料を初めとする家畜保健衛生所の管理運営経費のほか、家畜保健衛生所が行う家畜疾病の予防、家畜の診療、畜産農家の衛生技術や経営指導及び職員の研修に伴う経費でございます。

同じページの上から5行目の獣医師修学資金貸付金は、獣医師職員確保のため、26年度は新規貸し付けを3名計画しており、現在貸し付け中の8名を加えた合計11名への貸し付けに係る経費でございます。

次に、3家畜伝染病予防事業費につきましては、高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病予防法に定められた伝染病の発生を予防するため、家畜保健衛生所において検査等を実施するとともにBSE対策特別措置法に基づき24カ月齢以上の死亡牛に係る検査を実施するものでございます。なお、死亡牛の全頭検査を開始しました平成15年4月からこれまでの検査結果は全て陰性でございます。

なお、昨年の5月に日本は、国際獣疫事務局からBSE清浄国に該当する無視できるBSEリスクの国に認定されましたが、生産段階におきましては、国の方針に基づきまして、BSE発生の監視のため、今後も24カ月齢以上の死亡牛についてBSE検査を継続してまいりたいと考えております。

4家畜衛生対策事業費につきましては、地域における家畜衛生の推進のための会議の開催や家畜疾病対策のために、迅速かつ的確な衛生指導を実施するものでございます。

5畜産総合対策推進事業費は、県内畜産関係団体が、各中央団体から補助を受けて実施する各種事業の指導を行うものでございます。

一番下の6畜産生産基盤強化事業費は、次の355ページに記載していますように、流通飼料対策や自給飼料増産対策及び畜産農家の経営指導のほか、畜産物の生産基盤の強化を図るため、市町村が実施する肉用牛導入資金の造成やレンタル畜産施設等の整備等に対して助成するものでございます。

355ページをお願いします。

一番上の流通飼料実態調査委託料を初め4件の委託料につきましては、県内に流通している配合飼料の実態調査でありますとか、畜産物や飼料の残留医薬品等の検査、飼料成分分析、経営技術指導や畜産技術情報誌の発行などをそれぞれ委託して実施するものでございます。

5行目の飼料用米利用促進事業費補助金は、飼料の主原料であるトウモロコシ価格の上昇等による飼料価格高騰に対し、代替飼料として飼料用米の利用を図る取り組みに対して補助を行い、飼料用米の利用促進と給与した畜産物の付加価値化を図っていくものでございます。

2つ下の地域肉豚生産者積立金造成事業費補助金は、養豚農家の経営安定を図るため、肉豚の価格が低落したときに価格差を補填するための制度、生産者積立金造成事業に対して助成するものでございます。

競争力強化生産総合対策事業費補助金は、平成24年度から26年度までの3年間の計画で、土佐町において実施しております土佐あかうしの増産を図るための畜舎等の整備に要する経費の一部を補助するものでございます。26年度は繁殖牛舎、堆肥舎等の整備を予定しております。

次の肉用牛導入資金供給事業費補助金は、肉用牛繁殖雌牛の増頭を図るため、雌子牛導入のための基金を造成する市町村に対しまして、その造成経費を助成するものでございます。26年度は1つの町で20頭分を予定しております。

次に、レンタル畜産施設等整備事業費補助金は、生産基盤の維持拡大を図るため、レンタル畜産施設等の整備を行う市町村に対して補助するものでございます。26年度は、4つの町で4カ所の整備を予定しております。

次の7家畜改良増殖事業費は、肉用牛や乳用牛の品種改良や産肉能力調査に基づく優秀な種雄牛の造成など改良の強化対策を実施するものでございます。土佐あかうし肥育研究委託料は、種雄牛候補の産肉能力の調査を高知大学に委託するものでございます。

家畜販売委託料につきましては、畜産試験場の肥育検定牛の販売に要する経費でございます。

次のページをお願いします。

上から2行目の乳用牛群検定推進事業費補助金は、酪農家で飼育されている乳牛の牛群管理技術及び経営の向上を図るため、検定員による調査や指導に要する経費の一部を全国農業協同組合連合会高知県本部に補助するものでございます。

次の8地域畜産振興事業費は、土佐はちきん地鶏や土佐ジロー、土佐和牛など特産畜産物の飼養管理技術の向上や生産基盤の強化及び産地育成、県の内外への販路拡大等に取り組むものでございます。

企業支援型地域雇用創造6次産業化推進事業委託料は、土佐ジローや土佐はちきん地鶏のひなの生産、特産畜産物を利用しました加工品開発や販売等を緊急雇用創出臨時特例基金を活用して委託するものでございます。

特産畜産物生産流通拡大事業費補助金につきましては、特産畜産物の一体的な売り込みやPRを行う畜産関係団体を支援することにより、販売価格の底上げや販路拡大を図るものでございます。また、24年度から事業化しました繁殖雌牛の導入促進事業に対しても、全農こうちとともに支援を継続しまして、土佐和牛の安定供給に向けた生産基盤の維持拡大を図っていくこととしております。

続きまして、新規事業の9土佐あかうし増頭対策事業費でございます。

土佐あかうしにつきましては、県の内外での需要が高まっています一方で、飼育頭数は減少が続いておりまして、生産頭数が需要に応えられない状況となっております。そのため、平成26年度から、新たに土佐あかうしの緊急の増頭対策としまして、3年計画で乳牛への受精卵移植による子牛生産システムの構築と普及に取り組みますとともに、近年受胎率が低下しています繁殖雌牛の健康状態の診断の充実により、子牛の生産率の向上を図りたいと考えています。

事業の概要につきまして簡単に御説明いたします。

お配りしております商工農林水産委員会資料（議案に関する補足説明資料）の9ページをごらんください。

まず、中ほどから下、事業概要の受精卵移植による土佐あかうし増頭対策事業でございます。

この事業は、土佐あかうしの受精卵を県内の酪農家の乳牛に移植しまして、生まれた子牛を肥育牛として肉用牛農家に供給するものでございます。

その概要といたしましては、希望のあった酪農家の乳牛を公共牧場に預託して集中管理をし、この乳牛に畜産試験場と高知大学、全農こうちが連携して生産した土佐あかうしの受精卵を移植します。この公共牧場につきましては、土佐町にあります乳牛育成センターと、初年度については受精卵移植の先進的な技術を持った北海道にあります全農ET研究所への預託を考えています。公共牧場で受胎した乳牛は、もとの酪農家に戻って、土佐あかうしの子牛を出産します。次に、生まれた子牛を新たに整備しますキャトルステーションで哺育、育成した後、肥育農家が導入するという仕組みで、年間60から90頭の肥育元牛の供給を目指しています。

また、全農のET研究所には、畜産試験場の職員を派遣して、受精卵移植に関する先進の技術を研修させ、県内の技術者に普及していきたいと考えております。

次に、その資料の右側、土佐あかうし一年一産事業でございます。

この事業は、家畜保健衛生所が県内の繁殖雌牛全頭の妊娠状況等に関するデータを一元

管理しますとともに、血液検査や早期妊娠鑑定の体制を整備して、子牛の生産率を現在の63%から73%に10%程度改善させたいと考えております。このことによりまして、年間70頭程度の増産につなげたいと考えています。

これらの新規事業とあわせまして、さきに御説明しました畜産施設等の施設整備や繁殖雌牛の導入への助成等により、生産基盤を強化し、4年後には市場のニーズに応えられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

資料No.2の当初予算議案説明書356ページにお戻りください。

土佐あかうし生産委託料と土佐あかうし増頭対策事業費補助金につきましては、ただいま御説明いたしました受精卵の生産と移植の委託や生産された土佐あかうしの子牛を哺育、育成する施設整備等への補助を行うものでございます。

次に、科目2畜産業試験研究費について御説明をいたします。

1畜産試験場管理運営費は、畜産試験場の管理運営に要する経費でございます。

357ページをごらんください。

26年度は、土佐あかうしの頭数の増加と改良のスピードアップを図るため、試験場内の子牛の育成施設の更新、拡充を行いまして、機能の強化を図ることとしています。

上から2つ目からの設計委託料と施設整備工事請負費は、それに係る経費でございます。

357ページの中ほどの2畜産業試験研究費は、畜産農家の収益性向上を図るため、生産現場のニーズに基づく技術開発を促進するとともに、消費者に対する安全で安心な高品質の畜産物の安定供給に向けた技術支援を行うための経費でございます。

平成26年度には、試験研究課題として、県内における乳用牛の搾乳性に関連する要因、性判別胚を用いた産み分け技術の確立に関する研究の2課題に、また技術支援事業では、飼料作物優良品種選定調査委託試験に取り組むこととしております。

平成26年度事業におけます当課の予算は10億2,243万8,000円で、対前年比、金額で4,518万1,000円の増、率では104.6%となっております。

359ページをごらんください。

債務負担行為は、獣医師修学資金貸し付けに伴うものでございます。平成26年度の新規貸付者は3名を予定しております。

続きまして、平成25年度補正予算案について御説明いたします。

資料No.4の補正予算議案説明書の172ページをごらんください。

3行目の1畜産振興費の説明欄、1家畜保健衛生事業費の獣医師修学資金貸付金につきましては、学生1名から貸し付けの辞退があったため不用となり減額するものでございます。

次の2畜産生産基盤強化事業費のレンタル畜産施設等整備事業費補助金につきまして

は、事業費が当初の予定を下回ったことなどにより減額するものでございます。

173ページをごらんください。

繰越明許費は、平成24年度から26年度までの3年間の計画で土佐町で進めております土佐あかうしの繁殖肥育一貫生産のための畜舎等の整備につきまして、本年度建築分の畜舎の建設予定地の上部ののり面に亀裂が発生しまして、崩落のおそれがあるということから、対策工事に不測の日数を要することとなりました。そのため、本年度内に事業を完了することが難しくなりましたので、やむを得ず、繰り越しするものです。

なお、平成26年度までの3年間で整備するという計画の完了時期の変更はございませんので、県としましても、これまでどおり全力で支援を行ってまいります。

続きまして、条例議案について御説明いたします。

当課からは、2件の議案をお諮りいたします。

資料No.⑤の条例その他議案説明書の107ページをごらんください。

まず、1つ目の高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案でございます。

議案改正の概要につきまして御説明いたします。

まず、このページ中段にあります本文に、4月から消費税及び地方消費税が引き上げられることに伴いまして、本条例に規定されております家畜保健衛生所の機器の使用料につきまして、これまでは記述をしてなかったのですが、課税の対象となる旨の明記をいたしました。

次に、ページの下にお示しをいたしましたこの条例の別表第3に規定されております検査方法を変更するとともに、この検査に係る手数料を、この表の1のウに示しましたように、新たに設けるものでございます。

お手元にお配りをしております商工農林水産委員会資料（議案に関する補足説明資料）の10ページをごらんください。

説明が若干重複しますが、改正の目的につきましては、家畜伝染病予防法施行規則の一部が改正されまして、その牛のヨーネ病の確定診断法であるエライザ法がリアルタイムPCR法に変更されました。それに伴いまして、本条例に規定されております検査方法を変更するとともに、当該検査に係る手数料の項目を新たに設けるものでございます。

そもそも牛のヨーネ病とはどういうものなのか、簡単に御説明をいたしますと、参考の米印の1にも記述していますが、この病気は、家畜の法定伝染病の一つで、ヨーネ菌という細菌の感染により起こります。病状としては、牛が慢性の頑固な下痢を呈し、やがて痩せ衰えて、乳用牛や肉用牛としての経済的価値がなくなってしまう農家経営にとっては大変怖い病気です。また、感染力が強いため、1頭発症すると次々と感染が起きるため、農家にとって大きな痛手となります。

そのため、この病気は家畜伝染病予防法によりまして、少なくとも5年ごとに定期検査

を行うよう義務づけられています。全国では、直近3年間の平均で、年間約600頭の牛がヨーネ病として摘発されております。

本県では、全国の発生状況を踏まえまして、平成14年度から2年ごとに定期検査を行っているところですが、平成24年度に行った直近の検査では、この病気の摘発例はありませんでした。

国は、平成25年1月に家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正しまして、新たな検査方法としてリアルタイムPCR法を追加し、同年4月1日から施行しました。

本県は、来年度ヨーネ病の定期検査を予定していることから、今回、本条例にリアルタイムPCR法に係る手数料1件につき1,530円を新たに追加し、あわせましてエライザ法の記載を削除するという改正案についてお諮りするものでございます。

なお、資料の276ページから278ページには、これらの家畜保健衛生所条例改正に係る新旧対照表をお示ししてありますが、時間のこともありますので、説明は省略をさせていただきます。

資料No.5、109ページをごらんください。

改正議案の2つ目、高知県家畜人工授精等手数料徴収条例の一部を改正する条例議案でございませぬ。

今回、消費税及び地方消費税が引き上げられることに伴いまして、本条例に規定されております家畜の人工授精及び受精卵移植に係る手数料の額につきまして、引き上げ後の額を加算することができるよう改正するものでございませぬ。

資料の279ページに新旧対照表をお示ししてありますが、説明は省略をさせていただきます。

また、資料No.6の条例その他議案説明書目録の11ページの一番下及び12ページの一番上には、これら2つの議案の簡単な説明をしてありますが、これも時間のことがありますので、説明は省略をさせていただきます。

以上で畜産振興課に係る説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎川井委員 あかうしの増頭対策の件ですが、現在、肥育牛が大変高騰しているということで、繁殖農家は喜んでるけど、肉用牛を生産してる農家にとっては、飼料は上がり、子牛価格は上がり、そんな中で、肉用牛として販売しているが、そのバランスはどうなってるんですか。

◎長崎畜産振興課長 委員御指摘のとおり、あかうしも黒牛もそうですが、子牛価格が上がっております。それと、枝肉の価格も上がっております。繁殖農家は非常に収益がありますので喜んでるところですけれども、肥育農家につきましては、高い子牛を買って、枝肉がそれに伴った形で高くなればまだいいんですけども、そうではないという状況

ですので、肥育農家は経営的には厳しいものがございます。

その経営ですけども、平成の18年から、配合飼料価格がずっと上がってきております。これは、平成20年に一旦ピークを迎えるわけですけども、それはオーストラリアの干ばつが非常にきいたということと、航路輸送の価格が非常に上がったことで、価格が上昇しておりました。その後じわっと下がりながらきておったんですけど、また平成23、24年あたりから上がり始め、昨年の第2・四半期にはピークに達しております。平成18年と一番のピークと比較しますと、1トンあたり2万2,000円ぐらいの差が出ております。配合飼料価格の高どまりという状況がありますし、加えまして、子牛の価格が上がってきたことがありますして、肥育農家はつらい状態だろうと思っております。

ただ、この枝肉価格が上がればいいのかといいますと、今度は消費者のニーズ、消費者が購入することができるかというところにも行きますので、枝肉価格がやたら上がっても買っていただけないこともありますので、そのあたりのバランスについてはすごく微妙なところがあると思います。

◎川井委員 そうすると、結局子牛を増頭しても、肥育農家の経営が成り立たないのであれば、そここのバランスといいますか、やっぱり小出し農家も収益になる、肥育農家も収益になるというような、バランスをとっていかないと、肥育農家がなくなってしまうと、幾ら子牛を増産しても意味がないことですので、そここのところは十分注視してやっていただきたい。

◎長崎畜産振興課長 御存じのように、あかうしも物すごく頭数が減っておりますして、その減っている状況が価格をつり上げている、表現がいいかどうかわかりませんが、あつて上がっている側面もあります。増頭することによって、ある一定、いい価格帯にまでできるんじゃないかなと。これは繁殖農家もウイン・ウインの関係ですね。そうなるんじゃないかなと思っております。

◎田村委員 この条例改正の牛のヨーネ病というのは、感染症ですが、検査とかそうしたこと、ちょっとリズムがゆったりしてますけど、そうしたもんで構もんですか。

◎長崎畜産振興課長 伝染病予防法では5年に1回の検査が定期づけられておりますので、本県は5年に1回じゃまずいということもあつて、2年に1回という検査の方向を出しておりますので、5年になると、先ほども説明しましたが、国内で600頭みたいな摘発の頭数もありますので、余り長い期間置くとまずいだろうと。ただ余り毎年のようにすると、これも農家の負担があると思っておりますので、そこは伝染病の発生のぐあいを見ながらと思っております。

◎田村委員 それから獣医さんの数で、震災とかを控えて、非常に気になるのですが、現役の行政の人、それから開業しておる人、それからOBになった人、そうした獣医の資格を持った人との震災とかのときの協力体制、そうしたことは大変御苦労とは思いますが

ど、やられておりますか。

◎長崎畜産振興課長 県のOBの方々にも手伝っていただいたり、例えば平成23年に宮崎で口蹄疫が出たときには、OBの方にも参加いただいて、高知県から派遣した経緯もありますし、それから民間の開業の方々にも検査をお願いすることもあります。獣医師同士は連携をとり合って、お手伝いできるところはするといったようなことをしております。

◎田村委員 県の本庁の中におられるんじゃないかと、家畜保健衛生所、そうしたところから、例えば小さいところから診断をするために県下を回らないといけないと。職員の配置について県内の地域間のアンバランスなんかには、どういう形で対応しているのか。

◎長崎畜産振興課長 出先機関から農家に行くときに、所によってアンバランスがあるんじゃないかという御質問ですか。

そのことにつきましては、それぞれの家畜保健衛生所のほうに機動力を整備するなり、それに応じた職員を配置して、できるだけアンバランスにならないように、農家の方々にそういった思いをさせないようにしているところでございます。

◎吉良委員 条例の考え方ですけれども、まずこの家畜証明書交付手数料。これ、現在は420円で、新たに420円に課税を自動的にするということになるわけですが、こうなると、逐一条例を改正しなくても、議会に諮らなくても自動的に消費税が上がれば金額が上がりますよという条例になるわけですか。

◎長崎畜産振興課長 そのとおりでございます。

◎吉良委員 今までの例えばこの証明書1通につき420円というのは、消費税分を課税してない額と認識してよろしいですか。

◎長崎畜産振興課長 課税していました。ただそのことの記載がなかったということでございます。

◎吉良委員 自治体には消費税の納税義務はないということ、大きな前提として押さえてくべきだと思います。しかも、使用料と違って、証明書の発行なんていう手数料については、例えば今度だって、地方消費税で、収入がふえるわけですから、そういうような形で吸収していただくか、全てが値上がりしていくわけですから、生産現場に従事する方々の負担を減らしていくと。そういう考え方もあってしかるべきと思うんですけれども、御検討なさってるんですか。

◎長崎畜産振興課長 御説明しました家畜人工授精料手数料ですけれども、こういったものにつきましては、民間の方々と競合する部分でもあります。民間の方々が税金を取るという場合に、県は取らないのかといった議論が出てきますし、家畜保健衛生所の機器の使用料につきましては、これはこれまでも課税をしておりましたので、これも今回改めて明記をするということで、この場合は1件につき10円ですので、税金がかかったところで10円未満のものは含めないとなっておりますので、表示はそういうふうになりましたけれども、事実上

問題ないという状況であります。それから、ヨーネ病のPCR法。これにつきましては、税金非課税ということですので、1,530円には税金が入ってない状況でございます。1,530円が高いのか安いのかと言われると、あれですけども、検査手数料には税金を含めてないというところでございます。

◎吉良委員 民間と競合するスポーツ施設なんかは課税してよろしいとなってるんですけども、その場合でも、自動的に引き上がっていくというやり方は、極力考え直すべきではないか。そして議会にも諮っていくようにすべきじゃないかと考えております。確かに、従前と比較して、含まれてる部分は減額して、人工授精料なんかも減額してそれプラスにしてという考え方になっているわけですけども、ぜひここについては議会にかけていくように、原資じゃなくて含んだ額で、もしよしんば提案するにしても、含んだ額を決めて、自動的に引き上げという条例の出し方は、私は承服しかねると思っています。

そして、何よりも、地方消費税として交付税措置があるわけですから、それで吸収していくと。競合する部分で課税してもええというふうなことについても。特に、こういう今、これから産業振興でやっていこうと、そして人工肥育もふやしていこうという立場を考えると、これぐらいのことは吸収していくという態度があってしかるべきだと思うんですけども、それについてもう一度、ちょっとお考えを。

◎長崎畜産振興課長 先ほど証明手数料420円課税と申しましたが、非課税でございます。おわびして訂正をさせていただきます。このことにつきましては、全庁的な問題でもございますので、当課だけでの判断はできないのと思っておりますので、また。

◎吉良委員 意見は先ほど言わせてもらいましたので、ぜひ課としても、生産者はやっぱりしっかりと育てて守っていくという立場で、なお検討していただきたいと思っておりますけど、部長どうですか。

◎杉本農業振興部長 今回の消費税の改正につきましては、適正課税をなさいます。これが大きな消費税法、もしくは地方税法の地方消費税の前提になっておりますので、個別のものを生産現場に過重になるから、それを裁量でというのはなかなか県行政としては難しいと考えております。

◎吉良委員 それを言われると、例えば消費税法の60条6項で課税表示に対する消費税額と控除することができる消費税額と同額とみなすことができるという規定があるんです。つまり、課税しなくてもいいですよという項目もあるんですね。これは一考に値する非常に大事な規定なわけですから、改めてこういう項目もあるということを前提にして考えていただきたいということを、改めて要請しておきます。

(な し)

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈農業基盤課〉

◎三石委員長 次に、農業基盤課の説明を求めます。

◎釣井農業基盤課長 農業基盤課でございます。よろしく申し上げます。

まず、平成26年度一般会計当初予算案を説明いたします。

お手元の資料No.の2、平成26年度当初予算議案説明書の362ページをお願いいたします。

歳入でございますが、一番下の計のとおり、総額で36億1,000万円余りと見込んでおります。

内容につきましては大きく変わっておりませんので、説明を省略させていただきます。

続いて、363ページからの歳出の概要について、重立った項目の説明をいたします。

次の364ページをお願いします。

右端、説明欄の中ほど、5多面的機能支払交付金事業費は、これまでに住民力を生かした水路や農道等の保全や、老朽化が進みました農業用施設の長寿命化を進めてきた農地・水・保全管理支払事業費が、平成26年度から創設される日本型直接支払制度に位置づけられました多面的機能支払交付金へと移行するものです。この交付金は、従来の農地・水の協同活動が農地維持支払いと資源向上支払いへ、また長寿命化を支援する向上活動は資源向上支払いの長寿命化の取り組みへと、あわせて3つの対策から構成されております。

現在、農地・水保全管理支払交付金に取り組んでおります活動組織は、移行を行うことで多面的機能支払交付金が交付されることとなっております。

次の6国営農地開発事業費負担金は、平成13年度に整備を完了した高知西南地区の国営農地開発事業の負担金を計画的に償還しようとするもので、平成26年度で償還を完了する見込みでございます。

続いて、365ページに参りまして、説明欄の1かんがい排水事業費は、比較的規模の大きな農業用水の取水堰や排水機場の老朽化対策としまして、香美市の物部川合同堰地区ほか7地区で機能保全計画の策定や保全対策工事を予定しております。

次の2経営体育成基盤整備事業費は、農業生産性の向上や地域の担い手となる経営体の育成を目的とするもので、四万十市の入田地区におきまして、圃場整備事業を継続して実施するものでございます。

その下の3中山間地域総合整備事業費は、中山間地域の活性化を目的としまして、圃場整備や農業用の用排水路の整備などを総合的に実施するもので、安芸市の安芸地区におきまして、圃場整備工事などを予定しております。

次に、366ページをお願いいたします。

4目の団体営土地改良事業費でございます。

これは、市町村が事業主体となりまして実施します農業生産基盤整備などを支援をする補助金でございます。

説明欄の1 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費は、団体営事業等で整備をしました取水堰や水路など、中規模の農業水利施設の老朽化対策を行うもので、須崎市の池ノ内地区ほか5カ所で機能保全計画の策定を、また安田町焼山地区ほか2カ所で保全対策工事を実施するものでございます。

2 農業体質強化基盤整備促進事業費は、地域の実情に応じてきめ細かく農地や農業水利施設等の整備を迅速に実施しまして、農業競争力の強化を図るもので、17の市町村と1つの改良区において実施を予定しております。

次に5目の耕地防災事業費でございます。

1 地すべり防止事業費でございますが、地すべり等防止法に基づきまして、地すべりによる被害を未然に防ぐため、越知町の稲村3期地区ほか4地区で継続観測や対策工事等を実施するものです。

2つ下の3 県営ため池等整備事業費ですが、これは農業用ため池など老朽化した施設の機能回復を行うもので、芸西村芸西地区及び大月町の大月地区の整備開始を予定しております。

次の4 農村災害対策整備事業費は、減災による地域住民の安全確保の観点から、農村災害対策整備計画に基づきまして、優先度の高い農業用施設の整備とあわせまして、避難路や避難塔など集落防災施設の整備を行う総合整備事業でございます。安芸市伊尾木地区ほか3カ所で土砂崩壊防止施設や津波避難タワーの整備などを予定しております。

中ほどの8 国直轄地すべり対策事業費負担金でございます。これは国の直轄事業として仁淀川町高瀬地区で実施しております事業に対する県の負担金でございます。

次の9 震災対策農道整備事業費は、これまでに整備をしました農道橋の耐震対策を実施するものでございます。県営では、南国市南国地区の整備を、また市町村が行う団体事業として、南国市久礼田地区と香美市香北地区におきまして、耐震性の点検調査を行うものでございます。

以上が3 農地費の内容でございますが、その下の15 災害復旧費、これが3億3,300万円余りでございますが、これを加えて、次の368ページに記載をしておりますとおり、41億3,400万円余りとなっております。

続きまして、平成25年度補正予算案につきまして御説明をいたします。

資料No.4の補正予算議案説明書お願いいたします。

176ページをお願いします。

歳入の説明は省略をさせていただきます、ここから歳出でございます。

2 目土地改良指導費、説明欄の1 農地・水保全管理支払事業費は、国の内示との差額でございます。

2の耕地諸費の一番下、国庫支出金精算返納金でございますが、県の発注工事に係りま

す入札談合に関しまして、平成24年10月17日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が出されました。この談合認定工事の中に、当課が所管をいたします2件のため池工事がありましたことから、工事請負契約書に基づき、契約金額の10分の1を賠償金として業者から徴収し、既に全額納付されております。

この2件の工事は、国からの補助金及び交付金を活用し、また1市1町からは負担金をいただいておりますので、県が納付を受けた賠償金から、国及び関係市町の負担割合に応じて相当額を返納しようとするものでございます。

一番下の3目県営土地改良事業費から5目の団体営土地改良事業費までは、補正の主な要因は、国の経済対策に関連して増額するもの、そのほかは国からの内示差などによる補正でございます。

右端説明欄の1かんがい排水事業費は、国の補正を活用しまして、前倒しをして実施するもので、四万十市の後川左岸地区ほか3カ所で機能保全計画の策定を予定しております。

177ページをお願いします。

同様に、経済対策に対応する補正の内容としまして、4目耕地防災事業費の1地すべり防止事業費は、越知町の稲村3期地区ほか2カ所で地すべり防止工事を実施するものです。

1つ飛びまして、3県営ため池等整備事業費は、室戸市の西山地区ほか18カ所でため池の整備工事や耐震性の検証などを実施するものです。

4農村災害対策整備事業費は、梶原町梶原北地区ほか3地区で避難路や土砂崩壊防止施設などを整備するものです。

178ページをお願いします。

6団体営総合農地防災事業費は、佐川町と日高村におきまして、防災・減災に関する調査及び計画策定を予定しております。

飛びまして、8の震災対策農道整備事業費は、安芸市の穴内、赤野地区及び四万十市の高知西南地区におきまして、県営事業で整備した農道橋の耐震整備に取り組むこととなっております。

次の5目団体営土地改良事業費の1農業体質強化基盤整備促進事業費も、経済対策によるもので、15の市町村におきまして、小規模な水路や農作業道等の整備を行うものでございます。

続いて、科目欄15災害復旧費につきまして、平成25年度の農地や農業用施設の災害発生状況等に伴いまして、予算の減額をお願いするものです。

以上が農業基盤課の補正の概要でございます。

次に、181ページをお願いいたします。

次のページにかけまして、繰越明許をお示ししております。

主な繰越理由としましては、先ほどの国の経済対策による12億円の補正を全額繰り越すほか、計画調整や地元調整等に日時を要したことによるもの、また災害復旧においては、市町村工事の遅延によるものでございます。

182ページをお願いします。

繰り越しの予定額は、総額で18億5,600万円余りとなっております。

以上が補正予算案でございます。

続いて、条例その他議案の説明をいたします。

資料No.5、条例その他議案の199ページをお願いします。

県営の土地改良事業に係る市町村の負担の一部変更につきまして、地方財政法及び土地改良法の規定に基づきまして、議決をお願いするものです。

第93号議案は、平成25年度以降の県営土地改良事業の負担金額につきまして、補正に伴って前倒しで着工いたします新規地区を追加し、また未実施の地区を削除するものでございます。

続いて、202ページをお願いします。

第94号議案は、平成26年度に実施を予定しております県営土地改良事業地区の負担金額でございまして、25年度の完了地区を削除し、26年度からの新規地区を追加するものでございます。

以上で農業基盤課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎溝渕委員 土地改良、圃場整備ですが、最近、国が安倍政権になって農地も含めていろんな動きも出てきてます。いろんな調査を農政局、県、市町村含め最近始めてますが、具体的にはどうですか。国の要請によって圃場整備を進めていこうということでの調査なんですか。国の主導で安倍政権のあの動きの中で、中四国農政局を含めて、県、市町村へという思いもするわけですが、具体的に全県下でいろんな動きがあるのですか。ちょっとその辺聞いてみたい。

◎釣井農業基盤課長 委員のおっしゃられるのは、南国での国営の調査のことだと思うんですが、国と、南国市が、空港周辺で以前から圃場整備が進まないということがあって、まずは意向の調査から広い範囲でやりましょうということで、県ももちろん一緒に入って調査を進めておるといふ、単発の動きではあります。ただ全県的に、先ほど委員も言われました国の動きというのは、今回、特に大きかったのは、県営の圃場整備の要件、従来20ヘクタールを一つの地区として、20ヘクタールなければできないという事業でございましたが、今回、見直しによりまして、中山間地域においては、五法指定、ほとんどが高知県の中山間に当たるんですが、そういったところにおいて、半分の10ヘクタールからでき

るように制度の見直しがされました。それに応じまして、県内で、今までは相当広くないとできないということで諦めてた部分もあったと思いますので、改めて、県内にその制度の周知と今後の意向を調べるように、現在進めてきております。来年度以降、それを具体的に希望する集落との調整を市町村とともに進めていきたいと思っております。そういった状況でございます。

◎溝渕委員 安倍政権になっての農政については、私ら反対に心配な面も持ちゅう部分もあるわけですが、圃場整備をやるのは当たり前のこと、誰が耕作していても、将来に向けては必要だと思っておりますので、推進して行ってほしいと思います。言われたのは、今、南国でそういう動きがあるということで、県下でのいろんな調査は、されてないということですか、今。

◎釣井農業基盤課長 その国営の関係の調査は、南国市のあのエリアだけということになっております。

◎溝渕委員 本当に南国も空港のときに圃場整備相当考えましたよ。そのときも、農地負担はゼロから始まりまして、それでもあの南部の圃場整備が最終的にできなかった経過もありますので、今の動きを見てると、何か20年ぐらいかけてだとかいう話が、聞こえてます。農業者にしても後継者にしても、20年というようなスタンスではどうしようもないんです。もっと短期でどうするかも決めて、前向いていくような形にならないと、今の後継者が20年後にやれるかどうかわからんようなことになりますので、20年ということじゃなしに、早く調査もして、具体的に動くんなら動くような形でないと、今のままだったら、先延ばしで何もできなくなるんじゃないかという心配をしておりますので、この前の物部川の山田堰のことなんかも含まれてですが、知事は国に提案もするような形でやってきてますが、やはり圃場整備にしても、いろんな面に対しても、農業振興部も積極的に取り組んでほしいと思う。

今の南国市の動きを見てましたら、農家サイドから見たら、本当に誰がやるのかなというように感じで、農家が。それが、時代とともに変化もあると思いますので、その辺も積極的にいろんな面を進めるように要請をしておきたいんですが、部長も最後ですが、その辺ちょっと。

◎杉本農業振興部長 中山間の総合整備事業、これにつきましては、20ヘクタール、高知県ではおさまらない、10ヘクにしてくれと言ったのは実は高知県です。それから、一番ネックになってるのが、いわゆる農業者の負担だと。それについては、国は、いわゆる主要な担い手に集積すれば、地元負担金は減るよと。もっと集積せえやと言うてきた。しかし、それもうちがその制度の矛盾を突いて、今、大分改定をしてもらおうようにしてます。

それと、もう一つは、今まで公共事業はどちらかといったら予算がついたらやると受け身であった。そやない、県が需要を掘り起こしていかないかん。やはり基盤整備に対する

要望、そして、きめ細かい基盤整備をしてもらいたいのが非常に多うございます。ところが、南国の国営のように大きくなれば、非常に時間がかかってしまう。調整に時間がかかる。しかし、我々は、そういった受け身じゃなくて、アンケートももらいながら、それやったらこういうところに集積していけりゃ早うできるよということもあわせながら、国営は国営としてお立場があって、受益面積非常に大きくございますんで、国営でやっていかないかんという宿命があるかと思えます。それは、地元の方々と調整しながら進めていきたいと考えています。

◎横山委員 ため池の耐震化について聞きたいのですが、平成30年までに、崩壊が予測されるため池等について、19カ所整備されるということですが、県下にはそれ以外のため池もたくさんあると思うのですが、ほかのため池等については、地震等ではそんなに崩壊の心配がないと、そのように捉えていいのかどうか。そこらあたりどうです。

◎釣井農業基盤課長 現在進めておりますのは、万が一というときに、被害が大きくなるのを優先させて進めておるところでございます。全部でいうと400カ所を超えるような数ですけど、小さなものもたくさんありますので、規模の大きなもの、まずは高さが15メートルを超える、ダムに該当するものは17カ所ありますし、それ以外でやはり何万トンとかいうものは優先的にやっていくということで順次進めていきたいと思っておりますが、大規模地震対応について、ことしもやっておりますけど、耐震性がどの程度あるかというのだけでも、1カ所で2,000万円ほどかかりますので、今国のほうで、もっとコストを下げて検証できる方法を開発中ですので、それができたら、一気にもっと貯水量の少ないところまで進めていきたいと思っております。そういった状況でございます。

◎横山委員 大岐のため池、以前非常に危険で指摘される中で、事業を進めていただいた経過があったと思うのですが、その後の経過等は怎么样了。

◎釣井農業基盤課長 大岐のため池も含めまして、昨年県で独自で検証した分で、そのうちの10カ所を国の予算をつけて、今調査を進めております。もちろん大岐の地区については、震度7クラスのレベル2の対応ということでやっております。ただ結構委託業務の期間がかかりまして、本年度は入力地震動の設定、要はプレート型と内陸の直下型の両方で検証していく作業の途中でございます。まだ結果は26年度に入ってからということになりますので、もうしばらく時間がかかろうかと思っております。

◎横山委員 大岐の大きいため池で、それから下流側に集落もありますので、あれが大規模地震になって崩壊したら大変だなと。それからまた、農地等々にも非常に災害を及ぼす危険性がありますので、そこらあたり結果が出てからということになると思うのですが、心配のないような形での対応を要望しておきたいと思っておりますので、よろしく願います。

(な し)

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈競馬対策課〉

◎三石委員長 次に、競馬対策課の説明を求めます。

◎小松競馬対策課長 競馬対策課でございます。よろしくお願いたします。

資料No.②の370ページをお開きいただきたいと思います。

当初予算の歳入でございます。

当課の歳入は、利子を含めまして、職員6名が高知県競馬組合の職員の身分も併任しておることに伴います競馬組合からの給与負担金と、それから競馬場内にごさいます電柱等の敷地の貸付料でございます。

次のページの371ページが歳出でございますが、当課の歳出の総額は、競馬対策費で6,200万円余りでございます。

25年度、本年度につきましては、昨年11月に解散をいたしました財団法人高知県競馬施設公社の精算、残債の処理に必要な経費を計上しておりましたことなどから、前年度との対比では19億5,000万円余りの大幅な減となっております。

人件費につきましては、7名分でございますが、さきに申し上げましたとおり、競馬組合との併任職員が6名となっております。

高知競馬に対します人的支援を行いながら、関係者と運営協議会等を通じて情報等共有しながら、競馬事業の存続に努めてまいりたいと考えております。

次に、補正予算でございますが、資料No.④の183ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、本年度、高知市との共有でございますが、競馬場施設用地の一部8,290平米でございますが、高知市のごみ収集車の基地クリーンセンターの施設用地として有償譲渡、これ高知市との持ち分が11対4でございますので、県の持ち分を高知市に譲渡いたしました。その際、土地の鑑定評価を行いました。評価額が当初の見込みより高くなりましたので、その分の収入が増額ということで補正をしております。

また、競馬施設公社の解散に伴います県の損失補償額が当初見込みより若干減りましたので、その部分の財源として活用いたしました三セク債、いわゆる起債の借入額が減額しておりますので、その分を補正しております。

次、184ページでございますが、歳出でございます。

歳出につきましては、財団法人高知県競馬施設公社に対する補助金につきまして、いわゆる想定する金利を、借入金に係る償還額が利率が想定を下回ったことによる不用分を減額をいたしますとともに、先ほども申し上げました公社の解散に伴う損失補償額が見込みより減少しましたことにより、その分を減額をしたところでございます。

次に、関連をいたしますので、現在の高知競馬の売り上げ等の状況について、若干御説

明をさせていただきたいと思います。

議案に関する補足説明資料で、競馬対策課のインデックスのついております資料の、11ページをお開き願いたいと思います。

左の上にごございますグラフが、4月からの累積の売り上げでございます。2月末時点で99億8,000万円の売り上げとなっております。昨日も開催がございましたので、昨日時点で、売り上げは107億6,000万円まで伸びてきております。現在のところ、年度を通した見通しは115億円を超えるという見込んでおります。売り上げの増に伴いまして、財源が出てまいりましたので、ことしの1月からは、出走手当等の諸手当の引き上げ、10%程度の引き上げ、あるいは従事員賃金の引き上げ等も行いますとともに、これまでやりたくてもなかなか手が出せなかった施設の改修、トイレの洋式化でありますとか、内馬場の整備、厩舎地区の舗装改修等にも順次取り組みを進めているところでございます。

収支につきましては、そうした取り組みをしても、なお本年度、今のところ1億5,500万円程度のプラスとなる見込みでございます。

以上で競馬対策課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 本当に長いこと御苦勞をずっとされてきて、従事員に返したり、あるいは施設整備に返したり、努力の結果が出てきたなど。営業努力、販売努力、本当に成果を出したなどと思って、敬意を表する次第です。四半期ごとの開催結果で、次に船に乗るか乗らんかという話まで行った時期もあったですけど。まだ県に歳入をしてくれるというところまでは行ってないですけど、もともとはそういう趣旨で出発したこの競馬事業でしたんで、ただ関連した従事員もいっぱいいますし、経営努力に対して敬意を表したいと思いません。それは、とりもなおさず、営業努力、内々の経営努力もさることながら、全体のパイを広げる努力を随分した。夜の営業、それからネット販売、ありとあらゆる努力をされた結果ここまで来たんで、大いにこの延長線上で、さらに今度、奨励金だとか、いろんなところへ反映をしてもらいたい、還元をしてもらいたいと思えますんで、頑張ってもらいたいと思います。

(な し)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で農業振興部の議案を終わります。

《報告事項》

◎三石委員長 続いて、農業振興部から1件の報告を行いたいという申し出がありますので、それを受けることにします。

第2期産業振興計画の改定のポイントについて、農業政策課の説明を求めます。

◎笹岡農業振興部副部長（総括） 第2期産業振興計画の2年目の取り組み状況と、来年

度に向けた改定のポイントなどについて報告をさせていただきます。

今回御説明する内容につきましては、産業振興計画のフォローアップ委員会の農業部会、また県の農林業基本対策審議会でも説明し、御審議もいただいております。先ほどの各課長の説明と若干かぶるところもございますが、その点御容赦ください。

お配りしております商工農林水産委員会資料、平成26年2月定例会（報告事項）をお願いいたします。

資料の1ページでございます。

これは農業分野の概要を整理した資料でございますが、農業産出額の増加・所得の向上に向けまして、3つの取り組みを柱にしまして、その下に①から⑧の8つの取り組み方針を記載してございます。

2ページをお願いいたします。

この左部分に、26年度の取り組みの欄がございますが、㊦とか㊧のマークをつけておるものが、来年度に新たに組み込むものや拡充して取り組む内容でございます。これらの内容については後ほど御説明をいたします。

続いて、右に、4年後の目標のところは、第2期計画の最終年度の目標で、それぞれ各目標を達成しながら、農業産出額1,000億円以上を目指してまいります。また、10年後の目指す姿、右端にございますが、そういった姿を実現するためには、これまでの施策に加えまして、新たな発想による取り組みが必要になってきます。そうした戦略的な方向性をさらなる飛躍へのポイントという欄がございますが、そういったところに要点を整理しております。これらの取り組みも行ってまいりますことで、10年後には農業産出額1,050億円以上、地域で暮らし稼げる農業の実現を図りたいと考えております。

3ページをお願いいたします。

ここからは、産業成長戦略の8つの取り組み方針ごとに整理しております。本日は、資料の真ん中の25年度の取り組み状況と、右の来年度の取り組み予定及び計画改定のポイントを中心に御説明をいたします。

3ページは、まとまりのある園芸産地総合支援でございますが、25年度の取り組みの真ん中のとこの黒いひし形、学び教え合う場の強化でございますが、本年度は24年度の195カ所から205カ所にふえております。特に、炭酸ガスの制御技術を含めましたこうち新施設園芸システムの普及について、ピーマン、シシトウなど7つの品目で9月からの生産現場でのグループ実証に取り組んでおります。

右に、26年度の取り組みがございますが、そこに㊦で、環境制御技術の実証、普及というのがございます。26年度は、炭酸ガスの制御に加え、温度、湿度の制御による増収効果の実証とデータ収集、分析に取り組む予定でございます。

また、新規品目として、ミョウガ、新ショウガ、ユリなどの品目について環境制御技術

の実証に取り組んでまいります。

4 ページをお願いいたします。

環境保全型農業のトップランナーの地位を確立でございます。

25年度取り組み、黒いひし形で、オランダウェストラント市との友好園芸農業協定を生かした取り組みでございますが、今年度も技術交流訪問団21名を派遣しております。

関連しまして、3つ目の黒いひし形に、こうち新施設園芸システムの確立に向けた研究開発がございます。上から3つ目の黒ボツにございますように、6月にオランダの技術アドバイザーが高知に来ていただきました。技術研修も行って好評でしたので、7月、9月には、その研修内容を県職員が生産現場に伝達するといったことも行ってまいります。

ページ右の26年度の主な取り組みのところに、㊦で黒いひし形がございますが、先ほどもお話ございましたように、次世代施設園芸団地を四万十町の県有地へ整備してまいります。これ後ほど、改定のポイントでさらに御説明します。

次に、5 ページをお願いいたします。

流通・販売の支援強化でございます。

25年度の取り組み状況の1つ目の黒いひし形、パートナー量販店での販売強化でございます。これも先ほどお話ございましたように、全国各地にパートナー量販店がございまして、地域のトップセールスも行って、また高知青果フェアも36回実施しております。

3つ目の黒いひし形、高知のこだわり青果市、これも先ほどお話ございまして、本年度は10月9日に東京で、1月30日には大阪で開催をしております。

次の黒いひし形、これも先ほどお話ございました花卉の販売PRの強化でございます。本年度は、県単独の花の商談会を1月の27日に東京品川で開催しております。13の団体、21の事業者が出展し、大変盛況でございました。

右側の26年度の主な取り組みでございますが、一番上の㊦にございますように、業務の需要開拓の強化に取り組んでまいります。これについては、後ほど御説明をいたします。

次に、6 ページをお願いいたします。

品目別総合戦略のうち米と畜産でございます。

右の26年度の取り組みのところをごらんください。

米の一番下に㊦で、黒いひし形、水田農業の担い手となる稲作経営体の育成、それから畜産のほうの㊦で、土佐あかうしの受精卵移植による緊急増頭への取り組みがございます。土佐あかうしの受精卵移植の緊急増頭の取り組み、先ほど畜産振興課が御説明しましたので、かぶりますんで、水田のところだけ、後ほど御説明をいたします。

次に、7 ページをお願いいたします。

品目別総合戦略の土佐茶でございます。

25年度の取り組み状況の黒いひし形でございますが、上から4つ目の黒いひし形、土佐

茶ブランド戦略構築事業といたしまして、今年度から、高知のほうじ茶を土佐炙茶として売り出すブランド化を進めておるところでございます。

右の26年度の取り組みにつきまして、来年度も土佐茶ブランド戦略構築事業の⑩にございますように、土佐炙茶の育成や県内外に向けたPR、販売、消費の拡大に取り組んでまいります。

また、その下の⑪にございますように、1番茶を活用した新商品の開発の強化に新たに取り組むこととしております。

8ページのほうをお願いいたします。

集落営農の推進でございます。

集落営農につきましては、一番下に直近の成果、アウトカムとございますが、190の集落営農組織、5つの法人組織が設立されております。

25年度の取り組みとしましては、ソフト活動、ハード事業に対しても支援を行ってまいりました。引き続き、26年度も同様の取り組みを行ってまいります。

次に、9ページをお願いいたします。

6次産業化の取り組みによる拠点ビジネスづくりでございます。

25年度の取り組み状況の2つ目の黒いひし形、意欲ある人材の育成、確保の農業創造セミナーにつきましては、今年度はコースを2つに分けて、入門コース、応用実践コースで行いました。

それから次に、黒いひし形の売れる商品開発等への支援でございますが、一番下の白いひし形です。今年度の新たな事業として、伝統作物活用実証事業を実施しております。ソバやカブ、大根など7つの品目について4地区で実証圃を設置して取り組んだところがございます。

その下の黒いひし形、農業者・集落営農組織等と加工事業者等をつなぐというところでは、昨年5月に農産物の加工相談会を開催したところがございます。

10ページをお願いいたします。

これは今年度から新たに取り組んでおります方針でございますが、中山間に適した農産物等の生産でございます。

25年度の取り組み状況につきましては、2つ目の黒いひし形、ミシマサイコの安定栽培技術の確立でございます。産地間や個人間で収量格差が大きいということなど課題がございますので、本年度は実証圃を設置して、発芽率とか施肥技術の改善に取り組んでおりますし、栽培実態調査も行っております。

来年度につきましては、そういった結果を関係者とともに共有、分析し、栽培マニュアルなんかをリニューアルするようなことを考えております。

11ページでございます。

最後のテーマは、新たな担い手の確保・育成と経営体の強化でございます。

新規就農者の確保につきましては、23年度、一番下の直近の成果アウトカムにございますが、23年度234名、24年度221名、25年度が263名と一定の成果が上がっております。

25年度の取り組み状況ですが、1つ目の黒いひし形、U・Iターン就農者の確保に向け、こうちアグリスクールの定員枠を、東京、大阪会場でそれぞれ20名から40名に拡大して募集を行って、東京会場で43名、大阪会場31名の受講生を確保いたしました。

下の枠の目指すべき姿のところでございますが、第2期産業振興計画では、目標値を年間230人としておりましたところでございますが、それを280人に変更し、さらなる新規就農者の確保対策に取り組んでまいります。

1つ目の㊦黒いひし形、農業担い手育成センターの整備、研修内容の見直しと、3つ目の㊦黒いひし形、農地中間管理機構が行う農地の集積・集約化への支援につきましては、後に、改定のポイントで御説明をいたします。

それでは、13ページのポンチ絵をお開きをください。

まず1つ目が、次世代施設園芸団地の整備でございます。

これは、オランダ並みの収量を目指す経営モデルといたしまして、県内の農業者の方々に参画していただき、大型のアグリ団地を整備するものでございます。

この団地のハウスには、高度な環境制御技術を取り入れ、終年安定生産を実現しますとともに、木質バイオマスボイラーや最新の選果ラインを備えた集出荷施設を併設することなどによりまして、コストを削減するといったことも視野に入れたものとなっております。生産に取り組む事業者への支援を行うとともに、この事業により実証された先進技術の県内への普及を図ってまいります。県がこれまでオランダから学び、研究してきたことを生かすことができます絶好の機会であると考えております。

今後のスケジュールといたしましては、26年度中に土地基盤整備を行った上で、ハウス本体建設の一部に着手し、27年度には集出荷施設なども建設し、28年度から営農を開始する計画となっております。

14ページをお願いいたします。

産地・流通支援課もちよっと御説明しましたが、園芸品販路開拓・拡大強化事業でございます。

園芸品の販路開拓、拡大の強化を加速しますため、園芸連、JA中央会、県で構成しております協議会を事業主体としまして、卸売市場に業務委託を行うことで、これまで市場流通されていなかった規格外品等の販路開拓についての情報収集や、量販店や中食、外食等といった実需者との営業商談等の調整、また産地での実需者ニーズを踏まえた量、価格、荷姿等の取引提案、安定供給に向けました出荷体制づくりへの指導といったことに取り組むたいと考えております。

15ページをお願いします。

米産地の育成でございます。

左上の現状のところにありますように、今後、高齢化等による農業者の減少が見込まれておりまして、安心して水田を任せられる稲作経営体の育成が必要となっております。また一方で、今年度行いました調査の結果、水稲作付面積3ヘクタール以上の経営体の約5割が経営規模の拡大を志向していることがわかりました。このことから、右下の目指すべき姿のところにありますように、水稲作付面積10ヘクタール以上の大規模経営体の育成に取り組めますとともに、規模拡大が困難な中山間地域におきましては、水田の作業受託組織となる集落営農組織を育成することによりまして、本県の農地を守っていききたいと考えております。

16ページのあかうしの増頭対策事業は、先ほど畜産振興課の説明資料、説明とかぶりまですので省略させていただきます。

次に、17ページをお願いいたします。

来年度、四万十町にある農業大学校研修課と環境保全型畑作振興センターの機能を見直し、新規就農者の育成と先進技術の普及拠点として、農業担い手育成センターを整備いたします。このセンターでは、就農希望者に対しまして、栽培の基礎から先進的な技術研修までを行いますとともに、経営や流通、販売などに関する研修も行います。また、農地や住宅情報の提供など、研修終了後のスムーズな就農に向けた産地とのマッチング機能を強化いたします。

こうした取り組みに加えて、意欲ある農業者や指導者に対する研修も開催することとしておりまして、就農開始後の方々にもこの場を利用して交流や情報交換に参加していただきたいと考えております。

最後でございます。18ページをお願いいたします。

農地中間管理機構による農地の集積・集約でございます。

昨年12月に国が打ち出しました農林水産業・地域の活力創造プランの柱の一つでございます農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構を活用しまして、高齢化などにより離農したり、規模縮小したりする方の農地について、担い手への集積、集約化を推進し、農地の利用の効率化、高度化及び農業の生産性の向上を図るものでございます。

この事業については、現在の県の農業公社の体制を強化し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上で農業分野の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 農業の生産基盤を整えて、全国展開をしていく。そのための産業成長戦略を構えて、4年後、10年後見据えた取り組みはわかりますし、各部門それぞれ、生産基盤、

まとめり産地、環境農業、売りの角度を探しながら農業所得額を上げていくと、それはそれで大いに応援をするところですが、さっきから言うように、消費だとか販売だとかいうようなことについてもっと意識してほしいと。知事の提案説明書49ページあるんですけど、農業のところは15ページから1ページと3行、林業のところは1ページと1行、水産が1ページと3行あるんですけど、確かに農業分野の取り組みの角度はいっぱいありますけど、その中で、先進技術、次世代園芸、担い手新規就農、農地の集積、大規模経営、生産性なんかはずっと出てきてます。ところが、さっきから言うように、消費とか販売とか、外商とか販路とかいうのは、この26年度の取り組みに一文字も出てきてない。総理大臣の所信表明も、どの言葉を何回使うたかというのは、やっぱり政策の重きを象徴することによく使われるんですけど、出てきてない。

林業なんかは、消費だとか販売なんかというのが、6カ所出てきてます。販売活動、販売ノウハウ、人脈を使ってやるとか、外商戦略に販売所を使うだとかいっぱい出てきちゃう。水産も、販売力の強化、外商活動の強化、販売活動拠点の構築、魚応援の店だとか、水産は9カ所出てきてるんです。だけど、農業は1カ所も、一文字も出てない。これは如実に農業の分野で販売の意識が低いと。園芸連と一緒にやるのは、大いにやってもええけど、販路を拡大する。いかに売るかという部分に意識が低い。消費、外商、販売、販路が。農業の姿勢を示しちゃうんじゃないか。あるいは、意識が低いんじゃないか。取り組みの意欲が低いんじゃないかというような思いで。産業成長戦略の今の説明には、真ん中の3番目に流通、販売とかいうことでやってくれちゃう、24年度の成果、25年度の取り組み、26年の戦略も書いてくれちゃうけど、もうちょっと県も含めた営業戦略、しっかり取り組んでほしいと思いますね。

日曜日のNHKに朝6時15分から45分ぐらい、うまいッ！というのを全国でやりゆうけど、ブリの養殖が出てきて、高知かもと思ったら愛媛県やって、その次に出てきたユズの産地づくりでフランスへの海外戦略が出てきたら徳島県やって、高知県が出てくると思うたら、結局出なかった。もうちょっとメジャーに、すき間農業の販売なんかここへ出てきちゃうけど、すき間やなしに、ブントンなんか、メジャーにようなり切らん。本当に手入れして、花つけから下草刈りからいっぱいやっても、全国に全然メジャーになり切らんのよ、全然。そういうところが一つも外商とか販売とか消費を意識してないところに相通じているんじゃないかと。前は5,000円も7,000円も1万円もの箱で売れよったけど、今800円、1,000円で売りようきね。流通、販路がないだとか、消費者が知らんだとかいうことに落ちついてしもうて、もうちょっと知事のいう地産地消、地産外商戦略、これ基軸にして、農業も意識を高うして、戦略的な販売戦略、販売農業をやってもらいたいと。意識を変えてほしい。部長、思いというか、意識をちょっと教えて。

◎杉本農業振興部長 非常に耳が痛かったわけですが、決してそんなことはないと思って

ます。そもそも園芸連もしくはJAというものがあって、系統販売があって、大きなものが既にございます。その中で、今協議会もつくって、卸の方々との流通、そして価格形成についてはやってきた。そして、ニッチな部分について、今手を染め出した。実は、知事の提案説明の中にも、来年からやろうとする中の小の流通についても書き込もうとしておったんですが、ただ余りにもボリュームが多かったんで、全体が多い中で、うちは次世代と担い手育成センター、それだけでも十分ページが埋まってしまったんで、そちらのほう落ちてしまったのが実情でございます。

ブントンにつきまして、我々も文旦協をトップにしながら系統に乗せていって、系統率も今上がってきておるところです。その中で、価格形成力もできてきて、それも仙台まで行ってブントン売っていったら、初めて食べる方は、ああこれうまいね、買おうかいうふうな、地道なことではありますが、取り組みも進めているところです。全部を否定するつもりはありませんけど、そういうところはひとつ、また我々も勉強もさせていただきますから、ぜひとも御理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎吉良委員 ちょっと興味があるのは、具体的に成約件数が18件あった首都圏の飲食店が56社参加した、こだわり青果市、これ東京も大阪もやって、今度は高知でもやると。それから、横浜の赤れんが倉庫や神戸のハーバーランドで2月にやってますよね。だから、随分と頑張ってやりよんじゃないかと思う。具体的なそこら辺のことを、報告していただければいいイメージもあるんですけども、時間があれかもしれませんが、ちょっと。

◎西本産地・流通支援課長 こだわり青果市については、今、吉良委員からも話がありましたし、報告もさせていただきましたが、東京、大阪で開きまして、県内から二十数社の出展者が出て、精力的な営業商談ができたということで、18件、15件、現在の数字ですけど、成約件数がありました。特に、有機野菜、それからショウガ、ブントンといったものが特にヒットをしている、そういったものでした。リピーターも多く、新規に参加をした出展者は、大阪で5社ぐらいでしたけど、まだまだこのパイは広がっていくだろうと考えています。こういった出展希望者が多くある、また買いたい方も県内においでということで、次年度は高知県内でも開催をするというような展開を考えているところです。

それから、一般消費者に対するPR事業としまして、横浜の赤れんが倉庫、2月の7、8、9日で計画をしております、赤れんが倉庫のあの広場にビニールハウスを建てまして、県内の20人ぐらいの農家の方が株でピーマンからトマト、ナス、いろいろな作物をつくった、その顔写真つきの株を持ち込んで、中で虫を放して、天敵を放して、そこで生態系をつくって、実際に環境保全型農業を体感していただく、こういう取り組みを去年度からやっているわけですが、あいにく横浜の赤れんが倉庫のほうでは、吹雪に遭遇しまして、2月の7日の金曜日だけの開催となりました。次の週は、神戸のハーバーランドに行きまして、ここは3日間の計画が無事にできましたけど、あわせてそのときに、横浜、神

戸とも、駅前にあります龍馬像を一つのシンボルとして持っていきまして、高知のPRもあわせて行ったところです。

今年度は吹雪の関係もあって、それほど多くの方においでいただくことができなかったと思っておりますが、去年度でしたら10万人の方が横浜の赤れんが倉庫においでとかいうようなこと、それからビニールハウスに3日間で1万人おいでて、体感をされて、随分、出口にノートを置いてあったわけですけど、高知野菜についての感動があったというような御報告もいただいたというところです。

以上です。

(なし)

◎三石委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で農業振興部を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了し、この後の審査についてはあす行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 それでは、以後の日程については、あす午前10時から行いますのでよろしくをお願いします。

本日の委員会はこれで終了いたします。お疲れさまでした。 (16時56分閉会)